

令和7年関川村議会12月（第10回）定例会議会議録（第1号）

○議事日程

令和7年12月11日（木曜日） 午前10時 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 諸般の報告

第 4 一般質問

第 5 委員長報告

第 6 議案第74号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 7 議案第75号 関川村議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 8 議案第76号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 9 議案第77号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第10 議案第78号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

第11 議案第79号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例

第12 議案第80号 関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第13 議案第81号 新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について

第14 議案第82号 村上市と関川村との間の急患診療所事務の委託に関する規約の変更について

第15 議案第83号 令和7年度関川村一般会計補正予算（第6号）

第16 議案第84号 令和7年度関川村国民健康保険事業特別会計計補正予算（第2号）

第17 議案第85号 令和7年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

第18 議案第86号 令和7年度関川村下水道事業会計補正予算（第2号）

第19 議案第87号 令和7年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

第20 同意第 3号 関川村監査委員の選任につき同意を求めるについて

第21 発議案第2号 関川村建築物等における不良な生活環境の解消に関する条例の制定について

第 1 会議録署名議員の指名

- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 委員長報告
- 第 6 議案第 74 号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 75 号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 76 号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 77 号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 78 号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 79 号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 80 号 関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第 81 号 新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について
- 第 14 議案第 82 号 村上市と関川村との間の急患診療所事務の委託に関する規約の変更について
- 第 15 議案第 83 号 令和 7 年度関川村一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 16 議案第 84 号 令和 7 年度関川村国民健康保険事業特別会計計補正予算（第 2 号）
- 第 17 議案第 85 号 令和 7 年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 18 議案第 86 号 令和 7 年度関川村下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 19 議案第 87 号 令和 7 年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 20 同意第 3 号 関川村監査委員の選任につき同意を求めるについて
- 第 21 発議案第 2 号 関川村建築物等における不良な生活環境の解消に関する条例の制定について

○出席議員（10名）

1番	小澤	仁	君	2番	加藤	つや子	君
3番	川崎	哲也	君	4番	近	敬志	君
5番	近	壽太郎	君	6番	加藤	和泰	君
7番	高橋	正之	君	8番	菅原	修	君

9番 平 田 広 君 10番 鈴 木 紀 夫 君

○欠席議員 (なし)

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村長	加藤	弘君
教育長	津野	庄一郎君
政策監	野本	誠君
総務課長	渡邊	浩一君
地域政策課長	米野	哲弘君
脱炭素推進室長	大島	祐治君
住民税務課長	渡辺	一洋君
健康福祉課長	田村	清洋君
健康福祉課参事		
兼診療所事務長	須貝	博子君
農林課長	富樫	吉栄君
建設課長	渡邊	隆久君
教育課長	熊谷	吉則君

○事務局職員出席者

事務局長	河内	信幸
議会事務局主幹	小池	由美子

午前10時00分 開会

○議長（小澤 仁君） おはようございます。

去る12月8日23時15分頃の青森県東方沖の地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

なお、後発地震情報も発表されていますので、何事も起こらないことをお祈りしたいと思います。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和7年12月第10回閑川村議会定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（小澤 仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、菅原 修さん、9番、平田 広さんを指名します。

日程第2、議会運営委員長報告

○議長（小澤 仁君） 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から、本定例会議の会議日程（案）について報告をお願いします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（近 壽太郎君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取扱い等について申し上げます。

去る12月1日、令和7年12月（第10回）定例会議の運営について、役場第2会議室において、委員及び議会事務局職員出席の下、議会運営委員会を開催しました。

その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、諸般の報告、一般質問、委員長報告を行い、その後、各議案の上程を行います。終了後、総務厚生常任委員会を開催し、付託議件の審査を行います。

12日金曜日と15日月曜日から18日木曜日までは、議案調整日及び委員長の事務整理日といたします。

19日金曜日は、午後3時から本会議を開催し、総務厚生常任委員会委員長から委員会審査の報告を受けた後、質疑、討論、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は当日審議をし、即決とします。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。

議案第74号から議案第80号までの7件は、報酬・給与改定による条例の一部改正案件です。関連がありますので一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、採決します。

これ以外の議案は、全て単独上程とします。

規約変更案件の議案第81号と議案第82号及び令和7年度各会計補正予算案件の議案第83号から議案第87号並びに人事案件の同意第3号、以上8件は、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、採決します。

議員発議の条例制定案件の発議案第2号については、趣旨説明の後質疑・討論を行い、採決します。

一般質問の通告は、11月25日正午で締め切り、7名の方が本定例会議において質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりです。所管の総務厚生常任委員会において審査をお願いします。

最後に、議員派遣につきましては、本定例会議後派遣が必要なものは12月19日に議長提案とします。

以上で報告を終わります。

○議長（小澤 仁君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は、議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表のとおり決定しました。

日程第3、諸般の報告

○議長（小澤 仁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会議までに受理した陳情等は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の委員会に付託しましたので、報告します。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年10月分の例月出納検査の結果報告書が提

出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から定例会議開会に当たり、挨拶の申出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

議員の皆様には大変ご多用のところ、令和7年関川村12月定例会議にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

早いもので、令和7年度もあと少しとなりました。振り返りますと、今年は人の生活圏に出没する熊が大変多い年でございまして、間もなく冬になりますが、今年だけで約100件近くの目撃情報があり、昨年度の6倍となっています。この事態に対しまして、猟友会の皆様には、巡回や捕獲など、例年以上に協力をいただきましたことに、この場をお借りし感謝を申し上げたいと思います。大変ありがとうございます。

村では、今後も対策を継続することとしておりますが、村民の皆様におかれましてももうしばらくではありますが、引き続き警戒をお願いをしたいと思います。

さて、本定例会議に提案いたします条例の一部改正案件7件、総合事務組合の規約変更案件1件、事務委託に関する規約変更案件1件、補正予算案件が5件、人事案件1件、以上合わせて15件でございます。追って、上程の際にご説明申し上げますので、慎重審議の上ご賛同いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小澤 仁君） 以上で村長の挨拶を終わります。

日程第4、一般質問

○議長（小澤 仁君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は7名です。発言を許可します。

初めに、8番、菅原 修さん。質問を許可します。

○8番（菅原 修君） 8番、菅原です。

私の方からは、有害鳥獣対策について伺います。

有害鳥獣捕獲・駆除要員の養成と支援拡充を。

今秋大きな社会問題となっている熊の人里への出没、熊の餌となる木の実が凶作となったことが原因で、農作物は被害はもとより、人的被害も全国で多数発生している。

今回村は熊による人身被害がなかったが、それは村の猟友会が駆除に早めに対応した結果だと思う。

熊は、令和6年に指定管理鳥獣に指定され、また、本年9月からは緊急銃猟制度が開始されるなど、有害鳥獣対策の担い手である猟友会の負担はますます増加する一方、猟友会員の減少、高齢化

が進んでいるのが現状であり、今後有害鳥獣対策の実効性に懸念がある。

そこで、4点について伺います。

1点目、熊出没時の対応について、関係者で連携、協力体制は整っているのか。

2点目、村内の有害鳥獣駆除の担い手を確保、育成する考えはあるか。

3点目、銃所持にかかる費用に対し経済的支援を拡充できないか。

4点目、狩猟者不足解消に向け、捕獲単価を増額する考えはあるか。

よろしくお願ひします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 菅原議員のご質問に順次お答えをいたします。

1点目の熊の出没時における関係者との連携や協力体制につきましては、関川村ツキノワグマ出没等対応マニュアルに沿って対応しているところです。

熊出没の情報を受けた場合、人身被害の恐れがあるかないかの判断を行った上で、巡視または追い払いなどの初期対応を行うとともに、必要に応じ猟友会と連携を図って対応をしております。

住民への注意喚起としましては、目撃した日時や場所、熊の移動先などを広報無線と防災メールでお知らせをするほか、道の駅などに滞在している方に対しては、必要に応じ自然環境管理公社を通じて注意喚起を行っております。

熊の出没場所が住宅地に近い場合など、人的被害が懸念される場合には、警察署に連絡を行うとともに、村で周辺の巡回を行っております。

通学途中の児童生徒に対しては、学校と連携し、被害防止の対策を実施しているところです。

緊急銃猟の制度化に伴うマニュアルの改正に際しては、改めて関係機関と連絡体制等について確認を行ったところであります。

まだ実績はございませんが、危険な状況が改善されず緊急銃猟を行う場合には、この改定マニュアルに沿って、必要に応じ道路管理者、公共交通機関等へも連絡をすることとしております。

2点目の村内の有害鳥獣駆除の担い手の確保、育成についてです。

議員がご指摘のとおり、猟友会の会員数の減少や高齢化に加え、近年顕著になりつつある異常な熊の出没で猟友会の皆様には多大なご負担をかけており、感謝を申し上げたいと思います。

有害鳥獣対策の担い手育成についてですが、今年のような出没状況から考えますと、これまでのようないくに猟友会と連携を図りながら担い手の確保、育成をしていくと、そういう段階からもう一步踏み込んだ対応が必要ではないかと考えております。

具体的には、県や他の市町村とも連携を図り、通年を通して有害鳥獣対策を専門に行う人材の配置について、その必要性を感じているところでございます。

このため、村では、有害鳥獣対策の担い手の確保に向け、関係団体に相談を行うとともに、集落

支援員などの制度の活用も含めて検討を始めたところです。

しかしながら、すぐに人材の確保につながるというわけにはいきませんので、熊などに対応できる会員、人材の育成についても獣友会にお願いをしたいと考えているところです。

次に、銃所持にかかる費用への支援についてです。

第1種免許を取得する際には、村の獣友会に所属し有害鳥獣対策に協力いただくことを条件に、免許取得費に対して県が2分の1、村が2分の1の補助制度を設けているところです。

議員がご指摘の銃の所持にかかる経費につきましては、銃そのものの購入費のほか、保管用のロッカーなど、様々な経費が必要であるということは承知をしているところです。今後は、獣友会の負担軽減を図るため、何らかの支援を充実できないかと考えているところであり、獣友会の皆さんからもご意見を伺いたいと思っているところです。

最後の質問の狩猟者不足解消に向けた捕獲単価の増額についてです。

村では、令和3年までは猿1頭当たり6,000円だったものを令和4年度から国の交付金事業に取り組み、猿1頭当たり8,000円、イノシシ7,000円の駆除費用をお支払いをしてまいりました。さらに、7年度には猿、イノシシそれぞれ1頭当たり1万円としたところでございます。

一方で、熊の駆除については、捕獲に対する単価を設けず、無償で対応していただいてきた経緯があり、熊の出没が多かった令和2年、令和5年も無償での対応をお願いしてきました。しかし、今年は熊の出没が全国的に社会問題となるほど深刻な状況にあったことを踏まえ、村民の命を守る重要な任務として、熊の捕獲費用を支払うこととしております。

具体的には、9月から年度末までの熊の捕獲に対し、1頭当たり2万円を捕獲単価とし、この後ご審議いただきます補正予算に所要額を計上しているところでございます。ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。菅原さん。

○8番（菅原 修君） それでは、ありがとうございました。

1点目の質問について伺います。

1点目の今年の9月川崎議員からも質問があったと思うんですが、この緊急銃猟制度についての話でありますが、これは関係者で話をするというか、集まって協議するという趣旨の話をされたと思うんですが、それがいまだにされていないのはどういうことなんですか。その辺ちょっとお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問でございますけれども、実際に議員ご指摘のとおり、マニュアルだけでは動けないというのが現状だと思います。

その中で、村としましては、関係団体とか関係機関を含めた研修など、出没訓練等を職員が県等

が行う研修を受けてから実施する予定でおりましたけれども、その後、9月に入ってから熊の出没が大変多くなりまして、なかなか皆さん集まって時間を取るような機会がございませんでしたので、今後そういう研修、訓練等を実施していきたいというふうに考えておりまして、大変申し訳なかったんですけども、まだ時間が取れなかつたというところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。菅原さん。

○8番（菅原 修君） 農林課はいろいろな部分で対応していただいているのは十分分かります。でも、この緊急銃猟制度については、総務課が担当するべき問題じゃないんですか。総務課はどうなんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 総務課でも農林課と連携をいたしまして、村民の居住地域に出没をしたときには、一緒に確認に行ったり、あとは追い払いなど、そういう協力も行ってございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。菅原さん。

○8番（菅原 修君） なぜかというと、緊急銃猟の場合は恐らく多くの関係者がいろいろなことをしていくかなきやならない部分が出てくると思うんです。人手が足りない部分が出てくると思います。そういう部分で、消防団の要請等もできるものですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 消防団の活動の内容として、その熊の追い払いというのが該当するかどうか、今確認しておりますので、今後検討して、できるようになれば、協力体制などを整えていければと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。菅原さん。

○8番（菅原 修君） 今言った関係機関の全員が一堂に集まって、そういう協議をすることが最も大事だと思いますので、そのところでいろいろな課題が出てくると思うので、ぜひこれは早めに行っていただきたいし、またこういうことが繰り返されることがあると思うので、ぜひこの辺はしっかりと対応していただきたい。

集まって何かするのには、やっぱり総務課が先になってもらいたい部分もありますのでよろしくお願いしたいと思います。

では、2点目の質問に行きます。

担い手の育成ということで、今村でも一段と上げていく必要があるという回答もございましたけれども、具体的にどのように進めていくのですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問でございますけれども、村長答弁にありましたとおり、即効性のある取組といったしましては、集落支援員制度を活用した新たな担い手というのも考えて

おりますし、また、中長期的な取組になるかもしれません、安過ぎると言われている捕獲出動等の手当の引上げなどによって、現在活動中の猟友会のハンター様へそのご苦労に報いる制度を整えながら、猟友会の新規加入者や猟友会内部からの新たな扱い手の掘り起こしを検討していかなければならぬというふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。菅原さん。

○8番（菅原 修君） また、銃を所持するに当たってなかなか手続上いろいろな部分で分からぬ。私はじめて今回のこういう問題あっていろいろな方から駆除に参加してみたいという声も聞いております。

そうなったときに、なかなかこの銃の手続きをするにも複雑で、なかなか何からしていいか分からぬというような部分がありますので、できればこの銃所持の最初からのマニュアル的なものを作つていただくことはできないものですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問ですが、ご指摘ありましたとおり、複雑な部分もあるかと思いますので、分かりやすいようなマニュアル化も含めて整えていきたいと思っておりますし、また、そのときは猟友会様にも取り組みやすいような形での資料の作成についてご協力いただければというふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。菅原さん。

○8番（菅原 修君） なぜ私がこういうことを言うかというと、猟友会員の方、私を含めてなかなか高齢の方が増えてきています。我々もいつまでも丈夫でいるわけにもいかないので、新しい人に今のうちにしっかりと対応し、できるだけ早く若い人達を連れていきたい。

特に、熊に関しては、本当に知識が少ない人が多いと思うんです。猟友会の中でも熊に携わってきたのはほぼもういないぐらいで、マタギといったのは私一人ぐらいなものですから、熊に関しての知識等、いろいろな経験というのではないと思うんですが、なるべく私は今若い人3人ぐらいいますけれども、その人達に一緒に私が連れて猟場に行って、その猟の楽しさというか、醍醐味を味わわせたいなと思って、なるべくやめないように、私の時間に合わせるんじゃなく、その若い人達の時間に合わせてできるように、今一緒にずっと面倒見ています。

猟には普通、人はそういうところに連れていかないんですね。なぜかというと、山菜でもそうですけれども、自分が見つけたところをほかの人を連れていくば、ほかの人に取られてしまいます。でも、私はそういうことはもう一切自分の猟場全て案内して、若い人達に実際どこに何がいるのかを全て伝えて、何とか辞めないでそのまま継続してもらいたいという部分で、何とかやっていきた

だから、なるべく今こういう時期で、今はこれがチャンスだと思うので、若い人達にどんどん入

つていただきて、後継者を増やして、これから恐らく熊だけじゃなくて猿、イノシシもどんどん増加していくことがもう目に見えているわけですから、猟友会員が減少したら大変なことになっていくと思いますので、ぜひこの辺しっかりと取組をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

3点目の件ですけれども、この銃にかかる費用、これ私もざっと計算したんですが、県から5万4,000円補助が出ているんですが、銃所持までの経費で8万7,300円かかるんですね。その後、銃を買うのは、新品であれば30万円以下のものはないんですね。要するに、30万円以上は幾らでもありますけれども、中古もありますので、中古を10万円で買ったとしても、ガンロッカー、弾を入れるロッカーやいろいろな付属品何かを入れると、やっぱり15万円ぐらいかかるわけですね。そのほかに、今度狩猟の前に、狩猟手続に係る費用は5万幾らかかるので、合わせて約30万円ぐらい、安くても30万円はかかる。でも、補助として出てくるのは5万4,000円しかないですよね。

長岡市では、一応15万円ぐらいまで上限があるということなので、できれば、村としてもそれぐらいは何とか補助してもらわないと、今皆さんのが駆除に協力しようと思っても、なかなかこれだけかかるのであればということで尻込みする人が増えてくると思うんですよね。

ですから、そうならないためにも、これだけの補助制度がありますよということになれば、もう少し協力できる人が増えるのではないかなと思います。

ぜひこの辺のご検討はいかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 猟友会の熊等の駆除に対する人が今少ないということで、それを若い方も含めてしっかりと確保するというのは、今、至上命題かなと思っております。

その中で、先ほど集落支援員等の活用という話もしましたけれども、現実的に狩猟免許を持っているような人達がすぐいるのかと。いないわけですから、猟友会の方あるいは猟友会の知り合いの方や、そういう方に要是鳥獣害被害の対応をしっかりともらう上で、コストがかかるということが問題で増えないのであれば、そこに手を入れなきやならないし、要是増えない原因がどこにあるものかというのをしっかりと見極めなきやならないなと思っております。

ほかの市町村でも多分あると思いますので、我々がどこまで公費をつぎ込んでいったらいいのかというのは、そこは前向きに考えていきたいなと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。菅原さん。

○8番（菅原 修君） 最後の4点目の質問をお願いいたします。

猿とイノシシは、今年から1万円ということになりましたけれども、それで本当に猟友会員の皆さんが納得しているかというと、当然納得する金額ではないんですね。

なぜか考えてみると、私をはじめ猿1頭しとめるのに、結果としては1頭だからもしかれませんけ

れども、何頭か撃っているんですよね。何頭か倒れているんだけれども、回収ができないんですよ。何頭撃ったとしても、やぶの中に落ちたのは探すのが大変で、その場ですぐ倒れてくれればいいけれども、ちょっと移動すると回収ができない。そんな状態。

皆さん、やぶの中に入つて探すということがどれだけ大変だかというのは、経験した人じやないと分からぬと思うんですが、猿でもそうですけれども、保護色なので、すぐそばにいても分からぬんですね。倒れていても。

そういう理由があつて、ほとんどの皆さんが回収ができないと。そういう不満が非常に多くある。だから、そんな容易でない思いしてこれ位の金額しか出ないのであれば、駆除もばかばかしいというような感じで、協力ができない人もいるんですね。

そういうことで、金額だけの問題ではないんですけれども、なぜ猿など減らしていかなきやならないかということ、恐らく熊と猿の関係からすると、餌が一緒なんですね。山の奥に餌が十分あつたとしても、猿の方が余計なので、熊の餌を全部食べてしまうと、結局熊の餌がなくて人里に下りて来なきやならない。

だから、熊の駆除だけじゃなくて、やっぱり猿の駆除も当然行っていかなきやならない。

電柵とか何かを施したとしても、その場は来ないかもしれないけれども、その分よそに回っていくわけですから、あまり解決にはならないわけですね。

ですから、できれば、やっぱり国が今推奨するように、猿を減らす方向に行かないと駄目だと思うのです。皆さんのがなぜこの金額が上がったのに参加してくれないかというと、面倒なんですよ。写真撮れ、猿にスプレーかけて日付入れろ、メジャーつけろとか、いろいろな規制がありまして、なかなか面倒くさい。でも、村の対応であれば、尻尾だけでいいということもあって、でも、その分値段が安くなる。

なかなかその辺、皆さんの意見を聞くといろいろなことがあります、恐らく毎年予算は計上されているんだけれども、その予算には達していないと思うんです。だから、その分もう少し金額をアップしていただいて、皆さんのが納得できるような単価で参加できるような方法を取れないものか。その辺はいかがですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 単価も含めて、要はそういう鳥獣害被害を防ぐためにどうしたらしいのかという、獣友会の皆さんの意見もあろうかと思いますので、獣友会の皆さんに率直な意見を聞きながら、今後の対応をどうすべきかを考えていきたいということで、農林課長に獣友会の皆様との意見を聞く場を設けさせたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

○8番（菅原 修君） 今話したように、現状は獣友会としても大変厳しいので、会員は私を含めて

高齢化がもうかなり進行しておりますので、早めにこういう対策をしっかりと行っていただいて、若者がどんどん入っていただけけるような体制づくりをぜひお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小澤 仁君） 菅原議員、このたびの一般質問の答弁で、3割ぐらいは明確な答弁、後刻の答弁になったかと思いますので、引き続き3月追跡お願いしたいと思います。

菅原 修さんの一般質問を終わります。

続きまして、10番鈴木紀夫さん。大枠1つ目の質問を許可します。

○10番（鈴木紀夫君） 大枠1番目の質問となります。

大枠1番目は、改質リグニンによる地方創生についてです。

村の脱炭素事業計画の1つに木質バイオマス発電が計画されていましたが、為替の円安や材の調達、採算性等々により、ガスタービンから木材を直接燃焼させる蒸気タービン発電へ変更し、規模も縮小化させる方向を打ち出されました。これにより、当初予定していた森林サイクルがなされず、間伐材や伐期を迎えた杉材利用ができない状況となります。

今回提案させていただく改質リグニンとは、杉の約30%がリグニンという成分でできていますが、この成分をポリエチレングリコールと反応させ、分解、抽出することでプラスチック製品を作ることができるものになります。

現在のプラスチックは、石油由来の原料で作られていますが、植物由来の改質リグニンに差し替えることで、現在の3分の1程度で安くプラスチックができ、環境に優しく、海洋汚染の軽減、マイクロプラスチック問題の改善が期待できます。

また、地元の杉を活用することで、森林サイクルが回り出し、脱炭素先行地域にふさわしいカーボンニュートラルやSDGsにつながる事業であると考えます。

何より地方創生の鍵となる中山間地の新たな産業を生み出すと考えます。

そこで、村として改質リグニンを使った地方創生に取り組む考えはあるか伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

議員がご指摘の改質リグニンは、木質系新素材として高機能で幅広い用途に使用でき、カーボンニュートラルという社会ニーズに応えられるものであることから、林野庁では改質リグニンの今後の展開に向けた勉強会を立ち上げ、昨年4月に今後の展開方向として取りまとめられました。

また、改質リグニンの社会実証に向けては、官民挙げて取り組まれているところですが、原材料となる杉材チップや端材ですけれども、それらの持続的でかつ安定的な確保体制の確立という課題、そして大規模製造技術の確立等、製造工程での低コスト化という問題、そして、競争性や市場性のある用途開発などが今後の課題ということで整理をされております。

しかしながら、この取組は着実に進展しているものと聞いておりますので、議員ご指摘の改質リグニンによる地方創生の可能性については、調査、研究をしてまいりたいと考えているところです。

なお、議員がご指摘にあった脱炭素における木質バイオマス発電についてですけれども、完全にガスタービン方式の発電を排除したわけではございませんで、採算性の面から木質バイオマスボイラーなど、熱を直接利用する仕組みも含め、目標とする二酸化炭素排出量削減を図りたいと考えているところであります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） ただいま非常に前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

自分は、今回質問の答弁は50%ぐらいを望んでいたんですが、今100%ぐらい、100点満点の答弁をいただき、何を話そうかなというふうに、今再質を考えているところですけれども、筑波における国の関係機関で今の研究をされて、確立したということで、これは先ほども申しましたとおり、ポリエチレングリコール、ハンドクリームに使われる素材の製品ですけれども、非常に安全な製品を使ってやると。これ確立されたんですけれども、今までそれをバイオの力を使ってもっと簡単に改質リグニンを抽出しようというような研究が進んでいまして、県内における国立大学の教授がこの研究に取り組んでいるということです。

私としてもこの研究をされている方に直接アポイントを取りまして、この研究について私も調査していこうかなというふうに思っていたんですけれども、なかなか忙しい方らしくて、どうしてもつかまらないと。そんなことをしている間に山形県の県の職員だった方で現在農林水産省のいろいろな仕事をされている方がおられるんですけれども、たまたまその方と会う機会がございまして、その話をしましたら、研究グループ、その県内の教授だけでなく、そのグループのところに紹介してあげるというふうなことを言われたんですよ。

私はそこに行こうかと思っているんですけども、今村長の方から村としても調査、研究を進めたいというような答弁でしたので、私誘われたら、所管がどこになるか分かりませんが、所管の課長を連れてその研究に一緒に参加してもよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） ちょっと蛇足ですけれども、実はこの話は、関東のある林野庁の関係の会議がありまして、そこでこの話を実はしたんです。これが実現をすれば、おっしゃったとおり、脱炭素の推進にもなりますし、私そこの会議の中で今国が重点6分野に国が投資すると言っているなら、こういうところに投資すれば、山の杉が生きるんだからもっとやるべきじゃないのということで、関東森林局長だったかな、お話ししたんですよ。

その中で、ぜひ筑波の研究所でやっているので、見に来てくれという話になっています。

ほかの市町村も一緒に行きたければ行きませんかと誘っていまして、向こうから連絡来ると思う

んですけども、1回まずは行ってみて、状況を確認したいと。

私が気になっているのは、要はこれを実施するときに行政の支援もありますし、あと材の提供者の問題、マニュアルも企業がその事業を行うわけですから、その企業の問題があります。

林業サイドからすると、採算性合うのにどれぐらいの森がなきやならないというのがありますから、それが果たして関川村に通用するかどうかという問題もありますので、まずは少し勉強をさせていただいて、その上で関川村に導入可能なのか、あるいは無理なのか、その辺の判断見極めをしていきたいと思っているところです。

そういう状況ですので、まずは私がほかの首長さんとも都合がつけば行きましょうと言っていますし、まず情報提供させていただきますし、その上でまた深く研究するのであれば、また一緒に行っていただければと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） ありがとうございます。またまた前向きな答弁いただきました。

この改質リグニン、このプラントが必要になるわけなんですけれども、非常にコンパクトなものから大規模まで自由な大きさで進められるようなプラントになるということで、この村に合った事業規模で進めるので、やっぱり本当に地方創生としてすばらしいなというふうな、取り組みやすいものだなというふうに思っております。

ふるさと納税なんかでもそうなんですけれども、やはり木質バイオマス発電なんかもそうですし、国内では先に取り組んだところというのは、先行地域となって非常に有利な進め方ができると。スタート位置、100メートル競走であればスタート位置よりももう50メートルの位置からスタートできるような状態まで、そこまで進めてしまえば非常に村の地方創生を進めやすくなるのかなというふうに思って、今回提案したわけです。

この伐期を迎えた杉を使うわけですけれども、今回あまり掘り下げはしませんけれども、ガスタービンを諦めたわけではなく、それもひっくるめて木質バイオマス発電を進めていくような答弁でしたけれども、今回やはりどちらを取ろうと思っても、ガスであろうと蒸気であろうと、美穂農場の方はもう事業化しないという方向で、また、コラッシェの横のあのスペースでえやれるような機材で進めるというような方向性でしたので、あれだけではもう本当に村内の杉を全て賄えるようなものでもないかなというふうに思いまして、今回改質リグニンにつきまして提案したわけです。

今回やはり村が率先して先行していかなければならぬと私は思っておりましたので、今回こうしてきちんと答弁いただきましたので、改質リグニンの方は終わりたいと思いますけれども、1つだけ、今回の質問内容にはなかったんですけども、答弁の中にガスタービン等の話が出てきたんですけども、これと一緒に風力発電も進めているというような話で、300基進めるものが今もうほんの数基で辞めてしまうというようなことですけれども、これ以上は風力発電は進めないという

ことでよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 今ほど300基というお話をいたいたところですが、300基を想定しておりましたのは、会社側としてメンテナンスをしていきたいという数として300基というところを目指として以前お話をさせていただいておったかと思います。

もともとの計画については、計画段階のお話は、今の6基ではなくて、6キロの発電ではなくて、49キロの発電能力を持った小型風力1台と20キロワットの出力を持った1台という格好で2基を設置を予定しておりました。それに見合うだけの風が見込めない。また、メンテナンスの費用等々考えまして、現在の3基に変更させていただいたものでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） もう脱炭素については、事前通告がありませんので、バイオマス発電と風力発電には事前通告がございませんので、辞めます。

私の質問は、大枠は改質リグニンによる地方創生、これで終わりたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 大枠2つ目の質問の許可をします。

○10番（鈴木紀夫君） 大枠2つ目、渡邊邸についてです。

これは、6月の定例会議初日に一般質問をさせていただいた渡邊邸についての取組であります、インバウンドの対応、蔵や宿泊、飲食など、文化財の優良活用事例の研究について、進捗状況を伺いたいと思います。

また、木羽葺きにつきまして、技術継承問題、運営上の弊害、財源コスト問題について掘り下げた質問に対し、危機意識は強く持っている。しっかりと進めるとの強い答弁をいただいておりました。半年が経過した現在、この状況がどういった結果になっているか伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

渡邊邸の誘客に関する取組についてですが、まず、インバウンドの事例につきましては、商談に向けての体験コンテンツの動画作成を順次進めているところです。

渡邊邸を核とした体験コンテンツは、複数考えており、次年度に行います海外等の商談で活用し、誘致に結びつけたいと考えているところでございます。

宿泊、飲食などの優良事例の事例研究につきましては、民間事業者のアドバイスをいただきながら検討を進めているところです。

渡邊邸での宿泊や飲食の提供は、新たな客層をターゲットにできる可能性がありますが、取組に当たって消防法や文化財保護などの法的にクリアしなければいけない課題も多くあります。

12月中に文化庁とオンラインミーティングを予定しているところで、まずはアドバイスをいただ

き、課題を整理してまいりたいと考えています。

また、6月議会で鈴木議員から提案いただいた蔵の活用についてですが、蔵も含め、部屋の貸出しを検討しており、新たな料金収入につなげたいと考えております。

いずれにしましても、事業主体は渡邊家保存会となりますので、今年度採用している地域活性化起業人を中心に村と渡邊家保存会がしっかりと連携を深め、渡邊邸の集客を図ってまいりたいと思います。

2問目のご質問については、教育長に答弁させます。

○議長（小澤 仁君） 教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

まず、渡邊邸の屋根修理の課題につきましては、国の補助単価が実勢価格と大きく乖離していることから、本年8月中旬に文化庁へ補助単価の改正を要望するとともに、昨年に引き続き10月中旬に県文化課を通じ県知事へ補助単価かさ上げ見直しを国へ働きかけるよう、強く要望してきたところでございます。

引き続き補助単価の改定に向けて働きかけを進めてまいります。

また、修理費用の抑制に向け、現在木羽の材料である杉の村産材活用の可能性を調査中でございます。

具体的には安角地区にある杉を伐採し、それを割って木羽材として適合するかを見極めることとしております。

財源確保につきましては、渡邊家保存会が主体となり、地域活性化起業人の力を借りまして、修理費を賄うためのクラウドファンディングの準備を進めている状況を教育委員会も共有してございます。

教育委員会といたしましては、渡邊邸のみならず、旧米沢街道の街並み保存も含めた文化財保存活用地域計画の策定やガバメントクラウドファンディングの活用の可能性を探っていきたいと考えております。

保存会事務局への支援体制については、県文化課と適宜連携しながら、必要に応じて助言、調整を行い、円滑に管理運営を進められるよう支援してまいります。

最後に、技術継承の問題については、剪定保存技術者を核とした継承の仕組みづくりを進めているところでございます。

渡邊邸の長期的な保存に向け、木羽葺き技術の継承は、鈴木議員ご指摘のとおり、大変重要と考えております。引き続き鋭意努力をしてまいります。

以上、この半年間財源の確保、コスト縮減、事務局支援、後継者対策の各面から段階的、多面的に取り組んだところでございます。

今後とも関係機関と連携をし、渡邊家保存会に寄り添いながら支援を進めてまいる所存です。よろしくお願ひいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 今ほど答弁にございましたインバウンドについてですけれども、商談向けの体験コンテンツの動画作成を順次進めているということでしたけれども、これはインバウンドについては、飯豊町の観光協会と連携しながら進めているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどのご質問ですが、今年度飯豊町さんの方に委託をして、台湾の方へ渡邊邸の売り込みの方商談会で提案していただきました。

ただ、結果としては、こちらの方で準備した体験のコンテンツがちょっと弱かったというところで、交渉自体は不調に終わっております。

ただ、次年度またチャンスがあるのであれば、今の動画の方作成しておりますので、どちらの方を今度は活用しながらもう一度チャレンジしたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 今国の総理の発言により、インバウンドが非常に不調だということでしたけれども、対象は台湾の方を対象としているインバウンドですので、今チャンスだなということをもって、どんどん進めていただきたいなというふうに思っております。

あと、渡邊邸の宿泊、飲食ですけれども、法的にクリアしなければならない部分というのは具体的にどういった部分でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 私と起業人の方では、宿泊とか飲食した場合にいろいろな課題整理しました。その中で、例えば消防法であれば、避難経路を確保しなければいけないとか、様々ないろいろな課題があるんですね。

その辺について、私たちも法的な専門知識がございませんので、それを12月文化庁とこの後オンラインミーティング予定しておりますけれども、どちらの方でいろいろと確認させていただければと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 飲食に関しましては、既にもう提供していたなというふうに確認していたところなんですけれども、飲食もやはりこれもできないということでしょうか。現段階では。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 以前コーヒー喫茶というか、コーヒーの提供はしているというお話は、私も把握しております。

ただ、これ宿泊と飲食となると、食事とかということを想定しておりますので、例えばキッチンの施設であったりだとか、そこはいろいろな許可の関係とか出でますので、その辺も含めて確認したいということあります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 渡邊邸の屋根の修理の課題についての答弁がございましたけれども、国の補助単価が実勢価格と大きく乖離しているということですけれども、自分でいろいろ調べてみたんですけども、国が2分の1で県が4分の1というふうな負担割合があるわけですけれども、これだけを見ると、非常に補助率が大きいなというふうに思っていたんですが、これは全然実勢価格と合っていないということでおろしいですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） お答えします。

渡邊邸の屋根の経費につきましては、1平米当たりの単価が国の方で定められておりまして、こちらの方が今2,700円ということで、実際に令和7年度改修行いましたけれども、約2万円で10倍近くの金額になるということで、その乖離に対して、900万円弱の事業費に対して83万円ぐらいの補助金しか来ないということで、村と保存会の方で今折半しているわけですけれども、その負担がかなり大きいということで、その補助単価が上がってくれますと、その実際の価格で事業したもののは補助対象外が少なくなるということで、今要望しているところであります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 、国の補助が2分の1で県の補助が4分の1と言っていますが、平米単価で計算した場合、900万円近くかかっているものが八十数万円しか補助がないということで、まず10分の1くらいの補助というような感じになっていますけれども、これちょっと、国がやはり重要文化財として指定して、後世に引き継いでくださいよと言っているようなものでありますので、これ国に要望しているとありますけれども、もっともっと要望していかないと、全然これ10分の1ではとても今後渡邊邸の運営がますます厳しくなるのかなというふうに思っておりますが、前回クラウドファンディングをされるというようなことで、ガバメントクラウドファンディング、私が前に提案したことがあったんですけども、それよりもガバメントではなく普通のクラウドファンディングで行くというような前回答弁がありましたから、もう既に進んでいるのかなと思ったら、まだ全然募集していないということですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） お答えします。

今渡邊邸のことを確認しまして、この12月に準備を進めているということで、今まだ始まったとは聞いておりませんけれども、その準備が整い次第ホームページの方に載せると。クラウドのペー

ジでもアップするという話は聞いております。以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁は簡潔にお願いします。やっているかやっていないか。

○教育課長（熊谷吉則君） 今その準備を進めているというところと聞いております。

○議長（小澤 仁君） いいですか、鈴木さん、今の答弁で。（「もうちょっと聞きます」の声あり）鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） クラウドファンディング、渡邊邸が主体となってされるということですけれども、目標額に達成しないと全然意味がないような仕組みなんですね。

そうした場合、今の時点で始めたらすぐもう半分以上、8割くらい来るような感じでないと恐らく目標額に到達をしないと思うんですよ。

今全然我々の方にもそういう熱量というんですかね、こういったものを始めますよとか、全然分からぬような状態なので、今始めますと言ったところで、恐らくは目標金額に届かないんじゃないかなというふうに思うんですが、これを教育課の方で何か宣伝するなり、この目標額に達成するような施策は何かございますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 渡邊家保存会の方が主体となって今進めておりますので、その内容も確認しまして、村でもっと宣伝効果、それをアップできるようなことができるのであれば、そこは支援してまいりたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 具体的な支援とは。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。

クラウドファンディングにつきましては、昨年来渡邊家保存会事務局等々に立ち上げ等強く働きかけて協力体制を組んでおるところでございます。

そこに関しての具体的な取組としては、今起業人を中心にメインページを今作成中でありますので、メインページを把握した上で、もっとこうした方がより集客が集まるというなどのアドバイスをしっかりとまずしていきたいというふうに思っております。

そして、鈴木議員がご指摘のように、最初のスタートダッシュが必要というふうに思いますので、まず岩盤のその支持者がいかなるものであるのかという、そういう保存会に関わる協力できるような団体、それから賛助者、そしてまた協力者、そういったところの名簿をお互いに照らし合わせながら、渡邊家にまた適時アドバイスをしていくというようなことも考えていきたいというふうに思っております。

また、必要に応じて、便りや集会等の機会で渡邊邸クラウドいよいよ始まるぞということを各機

会、ツールを通じて広く伝えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 強く伝えていくということですけれども、教育長は月に6回くらい教育長便りを発行されておりますけれども、そこに毎回宣伝出したらどうでしょうか。答弁を求めます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。それも1つの方法ということで、十分検討させていただきたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは、ガバメントクラウドファンディングも並行して進めていくということでおろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 鈴木議員のおっしゃいましたとおり、並行して進めていければということを今考えておりまして、今は、ガバメントクラウドファンディングの寄附の使途の整理ですか、文化財全体の保存の計画等の整合ですか、そういったところ、あと運用上の体制などを今整理している段階であります、そういうのが整理できましたら、できるだけ早い段階でできればと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 最初の答弁では、可能性を考えていきたいという答弁でしたけれども、やるでよろしいですね。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 今ほど課長からもありましたけれども、今年度中に実施の方向で検討を今スタートしているところであります。

村としてガバメントクラウドファンディングを実施する場合、渡邊邸を中心としながらも、ほかの文化財保存等も視野に入れながら、集まった資金をどういうふうに活用するかということにおいても大変重要だと考えておりましたので、ぜひこれを形にして、実行してまいりたいと思っています。

○議長（小澤 仁君） 答弁簡潔にお願いします。やるかやらないかで結構です。教育長。やるかやらないかで結構です。簡潔にお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） あと、木羽葺きの継承問題につきまして、前回私提案した、村におられる高齢の継承者、前継承者ですけれども、その方の接点をつないだわけですけれども、その結果教えて

いただいてもよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求める。教育長。

○教育長（津野庄一郎君）

この半年間につきましては、渡邊家保存会と教育委員会が連携して、梅雨の時期前までに今年度から再開した渡邊邸の屋根維持・補修管理を完成させるため、剪定技術者、村内の選定技術者と技術的な打合せ、日程調整を行いました。

その後は、技術者が本来業務である建築業繁忙期に入ってくるということで、技術継承に関わる具体的な協議はひとまず休止といたしました。

今後業務が落ち着く冬期に入りますので、技術者当人と教育委員会及び保存会で改めて技術継承に関わる協議を行う予定にしております。

具体的には、技術者のまず応諾、相手がいることですので、それを了解してもらう。指導のお金、料金、いつまでにその指導をやり終えるのか、それから、後継者の対象人数等、これらを詰めていかなければならぬと捉えているところです。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 進め方が遅いというんでしょうか。教育課内だけの進め方をしているような聞こえ方がしてくるんですけれども、継承につきまして、佐渡の……、連携なんかも提案したんですけれども、話によると、逆に教えていただきたいというような回答が返ってきたというんですけれども、向こうはもうしていないということでよろしいですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求める。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 宿根木のご指摘でございましたけれども、実際木羽葺きの加工職人と直接連絡を取り合いました。状況を確認しました。

現在の宿根木の加工技術は、かつて渡邊邸の木羽職人から教えてもらったというふうに聞いておったところでございます。

宿根木の木羽材が実際私も確認したら、渡邊邸の木羽よりも厚い。1センチくらいの厚さがあると。薄く割る技術で保っている渡邊邸の木羽職人には技術的には及ばない。そしてまた、重要文化財としての渡邊邸の屋根も美観を保っていくという上に関しては、宿根木の木羽材は活用は、今のところですが、やっぱり難しいのではないかというところで、今判断しているところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） ということは、こちらが技術を確立すれば、向こうから逆に来て習いに来るというようなこととして捉えていたんですけども、本当にそういうふうな状況になれば、村への関係人口も増えることですし、非常にありがたいことだなというふうに思っておりますが、まず、

技術を確立するために、何かどうしても剪定保存技術者を中心としてとありますけれども、全然進まないんですよ。この方で中心にしたのでは。

私もいろいろな情報を集めたり、アンテナを張り巡らせておるわけですけれども、今100歳になられる技術者のところに弟子入りしていた方おられます、その方はもう今やめて、そういった仕事ではなくまるっきり違う仕事に勤めているんですけども、その方の親が鈴木力さんから技術を継承しまして、もう既に村で教えますよというような形で話が進んでいるんですけども、把握していないんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） その今議員ご指摘のあった方については、まだ詳細をつかんでおりませんので、ぜひそういった方の情報を把握させていただいた上で、選定技術者ともまた相談して、そして、技術を確実に継承できるような方法を検討していきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） もう既に3種指導する認定も下りているんですよ。地域おこし協力隊も習うというふうなことで聞いておりますので、そこでも何人も技術を習得に向けて講習がされるということで、何か教育課が置いてきぼりのような状態になっているんですけども、もっと教育課もそういったいろいろな人と接点を持って取り組めば、いろいろな情報が入るし、いろいろな解決策が出て来ると思うんですが、そういった方向で進めるということはできないですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ご指摘いただきましたので、私どももウインドウをしっかりと広げて、積極的に関わって、技術継承に前向きに取り組んでいけたらいいなというふうに思っております。また併せて、今ほどの貴重な情報ぜひまた鈴木議員から私どもにまたご提供いただいて、そして何らかの方策を共に探っていければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） あと、前回の答弁の中で、やはり渡邊邸の事務局長と連携を取りながら、支援しながら進めていくということでしたけれども、どうも渡邊邸の方が全然動かないというか、動きが遅いなというような感じを受けるんですが、もっと教育課の方で先導してもらって、引っ張るような感じで、これやれ、あれやれと指導していけばもっと早く進むんじゃないでしょうか。早くしないと、もう赤字ばかり加算して、とても運営できないような状態になってしまって、最終的には破綻というようなことになってしまいかねないので、もっと早く連携を取って進めさせる。もっと連携を取って動かすというふうな方法で進めていただきたいのですが、そういった考えはありますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求める。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。

連携、そしてまた、早めに物事を進めていくというのは、私も全く同感でありますので、引き続きそういう形で渡邊家の組織とそうした窓口になる事務局、こういったところがしっかりと意思疎通できるように働きかけていきたいとに思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） せっかく技術継承のまた1つの施策が出てきたわけですから、これを逃さないように、教育課としても今技術継承を進めていこうというまた別なレベルの方たちと連携しながら進めていただきたいということで、それを強くお願いしまして、私からの質問を終わりたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 休憩します。11時30分まで。

午前11時17分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問、次に、3番、川崎哲也さん。大枠1番目の質問を許可します。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。通告に従いまして私からは2点お伺いさせていただきます。まず1つ目、全国学力・学習状況調査の結果と村の対応について。

全国の小中学生の学力について経年の変化を把握、分析し、今後の教育施策の検証と改善に役立てる目的で行われています全国学力・学習状況調査、以下全国学調とさせていただきます。その経年変化分析と保護者に対する調査の結果を文科省は公表しましたが、ほとんどの教科でスコアが低下しているなど、同省は小中学生の学力の低下傾向が見られると分析し、その原因を調査するとともに、各自治体の教育委員会に対しては、地域の教育施策の検証と改善を求めています。

以上のことから、4点伺います。

①村内の中学生に関して学力の低下傾向は見られるか。

②①に関してどのような原因があると分析しているか。

③全国学調の結果とその分析を踏まえ、村の教育施策具体的にどのように改善していくか。

④全国学調の結果を次期（令和8年度以降）の教育振興基本計画にどのように生かしていくのか。

以上4点お伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求める。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） それでは、川崎議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の村内中学生に関して学力の低下の傾向は見られるかということでございますが、

まず、結論から先に申しますと、見られないというふうに言えると思います。

具体的には、毎年4月、小学校6年生と中学校3年生で実施される全国学力・学習状況調査の平均正答率の結果、令和6年度、7年度の2年間において、小学校の国語は新潟県の平均正答率に比べて、令和6年度で3ポイント、令和7年度で5ポイント上回りました。算数は、令和6年度では1ポイント下回ったものの、令和7年度は3ポイント上回りました。

中学校の国語は、令和6年度で3ポイント、令和7年度で1ポイント上回りました。数学は、令和6年度は県平均と同じで、令和7年度は1ポイント下回りました。

これらのことから、本県の児童生徒の4月時点のペーパーテストによる測定可能な学力は、国語は新潟県、全国よりも高く、算数、数学はおおむね新潟県並みを維持しております。

特に、小学校の国語は、話すこと、書くこと、聞くこと、読むことの言語活動の基本領域全ての内容項目で新潟県、全国を上回っております。

また、中学校の国語では、文章の構成や展開について根拠を明確にして考えることの思考判断、表現力の内容は、新潟県、全国を2倍余り上回っており、学力は伸びていると捉えております。

2点目の①に関してどのような原因があると分析しているのかとのことですですが、まず、その要因として1つ目、小学校はICT支援員によるICTを活用した授業への手厚いサポート、研究推進部による着実な校内の授業研究による授業改革が進んでいること、そして、これは子供達が困っているときは進んで助けることができ、地域社会をよりよくなるように何かしてみたいと考える子供が多く、社会性が高いこと、様々な教育活動において障害の有無にかかわらず、全員が活躍できるルールを工夫しながら多くの地域の方々と積極的に連携、協力しているということが挙げられます。

中学校では、この学力分析の結果を基に、一人一人に合う課題を作成して指導したり、長期休業中の質問教室や定期テスト前の放課後学習等の機会を設けたりして、学習支援を強化していること、そして、何よりも、落ち着いて授業に集中し、学習に取り組む集団、一時的な風土がしっかりとできているということが挙げられると思います。

本村は、都市部と違い、すぐに学習塾に入れる環境ではありませんが、教育委員会は、今後とも先生方が本来業務に専念をしてきめ細かい指導、支援ができるよう、人的、物的な環境を整えてまいりたいと考えております。

3点目の全国学調の結果とその分析を踏まえ、村の教育施策を具体的にどのように改善していくのかとのことですですが、教育施策としては、確かな学力の育成を継続し、中でも教科領域の基本とも言える言葉の力を身に着けるよう、取組を強化いたします。

特に、保育園と小学校の接続、かけ橋期のカリキュラム、小中学校の総合的な学習の時間を柱とした小中の連携の推進、学校運営協議会の各種事業の充実を図り、コミュニケーション力を高めています。

また、デジタルの新聞を活用した朝学習の推進やインバウンドを見据えた英語教育、集中力、表現力を高める書道教育にも力を入れていきたいと考えております。

一方で、家庭学習の時間が減少していることから、適切な課題とともに、保護者にもメディアコントロールの必要性を訴え、協力をお願いしてまいります

4点目の全国学調の結果を次期教育振興基本計画にどのように生かしていくかについてですが、全国学調の結果は、測定可能な認知能力の一部でございます。一方で、目標に向かってやり抜く力、自分の感情をコントロールする力、他者と協力して目標を達成するコミュニケーション力や思いやりの心などの非認知能力を耕していくことが大切であると捉えています。

そのために、村の教育資源を生かした様々な体験活動や、自分の思いや願いを表現したり、仲間と協力して取り組んだりする活動をダイナミックに組織して、計画を作成していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） まずは、関川村の教育に携わる方々の日々のご尽力に感謝いたします。

最近小中学校に参観とか三者面談とかで伺う機会がありまして、先生と実際に話したり、子供達の様子を見ていると、やっぱり学校って大変なんだなと。予期せぬ出来事とか起こったり、計画どおりになかなかいかないと。そういう学校運営というのは本当に簡単なことではないというのは、そういうことは重々承知の上で、厳しい質問をするかもしれません、よろしくお願いします。

まず、質問1つ目なんですが、村内の児童生徒の学力が基本的に落ちていない、伸びていると分析されていますが、今回の全国学調の村内の結果分析、これは誰がどのように行ったのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） お答えをします。

まず、8月に新潟県を通じて市町村教育委員会に学テ・学調の結果が送られてきます。それを踏まえて小中学校にもその内容を送付し、校内の先生方でまずどこができた、どこがまだ届いていないという分析を教職員で行います。それを授業改善や研究の方で協議をして、その内容を県や村教育委員会にも報告をします。

一方で、村教育委員会もその結果が送られてきますので、教育指導員がおります。その指導員を中心に独自に私どもも分析をして、学校から送られてくるものと併せて考察した上で、必要な指導内容を校長・教頭会で指導して、それを通じて全教職員に浸透を図っているというところでござります。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） では、基本的に教育関係者で分析が行われているということなんですかけれども、そこにその分析が本当に正しいかどうかというのは、やっぱりほかのいろいろな人の視点も必要だと思うんですけれども、例えば学校運営協議会のメンバーであったり、あと保護者の方たちの意見とか、そういうのは反映されるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 直接的なその学校のその全国学調の結果だけを問題にして、いいとか悪いとかというような議論はないわけでありますけれども、その子供達の今の授業の様子や実際の各教科領域の取組の状況を通知、もしくは子供達の姿から捉えて運営協議会もしくは教育委員会、そしてまた村の総合教育会議等で議論をするということはなされております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） そういうところで今回の分析結果を話し合って、今回関川の小中学生の学力は落ちていないということで、話を進めさせていただきますが、まず、全国や県平均に比べて村内の学力は低下していないということなんですかけれども、そもそも今回の全国学調の結果では、全国的に学力が低下しているという中で、全国的に下がっているんだから、その平均よりも村が上だからといって、村の子供達の学力が上で、子供達の学力が低下していないというのは、必ずしもそうとは言えないと思うんですけれども、何かほかに現場の先生や児童生徒の話を聞くと、やっぱり学力が下がっているんじゃないかという心配の声も聞くんですが、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。趣旨確認権を問われましたので、これを許可します。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。

まず、学力でありますけれども、川崎議員捉えですね。これは、即答できる学力を問題にしているのか、私が後段に述べた認知能力だけではない学力も含めたものを問題にされているのか。いわゆるやる気とか、思いやりとか、粘り強さとか、そういう非認知の学力も含めて学力というふうに捉えているのか、そこをまず確認させてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。川崎議員。

○3番（川崎哲也君） 今回の質問は、あくまでも全国学調の結果で見えてくるものですね。点数で見えるところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 承知をしました。

まず、川崎議員がおっしゃるように、全国学調の結果、全国や県と平均して上だとか下だとか、あるいは伸びているか、伸びていないかというのは、いわゆるペーパーテストではかられた学力の

一面であるというふうに捉えております。

それを踏まえて、あえてこう申し上げるならば、例えば子供達の学力の質問紙というのがあるわけです。その質問紙の中で、例えば1日家庭学習の時間3時間以上勉強して頑張っているという子供の割合ってどれくらいいるかというのを見ていったときに、関川の中学校の子供達の割合は、やはり県や全国より高いんです。家庭学習をする子供はしっかりととする。そういう体制ができている。結果として、いわゆる世間一般で難しいとされる高校にも一定程度の子供達が進学すると。その割合は、決して私は少なくないというふうに捉えています。

また、見える学力で言えば、英検や漢検や数学等の検定がありますけれども、毎年中学校の子供達は、一定程度受検して挑戦していくと。そして、力をつけているというところであります。

全国学調のところの質問紙の中の数値の中で、やっぱり関川の子供達がすごいなと思うところは、例えば人の役に立つ人間になりたいですかという問い合わせについては、

○議長（小澤 仁君） 教育長、答弁それてきてていますので、学調に関してというところで答えていただきます。

○教育長（津野庄一郎君） 全国学調の質問紙の内容です。

○議長（小澤 仁君） 答弁が長いので、簡潔にまとめてもらっていいですか。

○教育長（津野庄一郎君） そうですね。ここはちょっと述べさせていただいて、そういう、人の上に役に立ちたいという人の割合というのが実は小中いずれも100%なんです。肯定的な。

そういうところから見て、やはり学力は身についているというふうに私は捉えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。

今の全国学力・学習状況調査のほうの結果ということで、分かりました。

ちなみに、この全国学調には、不登校とか特別支援学級の生徒たちについてどのように取扱いされているんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 特別支援学級並びに不登校の生徒でありますけれども、まず、特別支援学級の子供達に関しては、調査の対象とされておりません。本来の学ぶ学年より下の学年の学習をしている場合は、調査対象としないというふうになっているからです。

不登校の場合は、調査期間が定められていますので、全国学調の参加は難しい場合があるというふうに捉えております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 承知しました。

質問、答弁の2つ目の中で、その関川村の子供達の学力が低下していないという要因の中で、ＩＣＴ教育の活用とそのサポート、それがあると思うんですけれども、逆に、全国学調の文科省の分析では、スマホの長時間の視聴が学力低下の原因の1つと言われています。タブレットとは言っていないんですけども、タブレット学習について、学力の影響、例えば思考力、読解力、表現力の低下、これは言われています。

また、頭だけでなく体で覚えるとか、音読とか手書きとか筆記とか、そういう時間が減ってしまうことによって学力が低下するのではないかという分析もあるんですが、そういう傾向は、関川村の中はどうでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ＩＣＴを活用した授業等の影響でありますけれども、パソコンやタブレット等ＩＣＴ機器の使用がすぐ学力に悪影響を与えるものではないというふうに捉えております。

むしろ、関川小学校では、授業で情報を自分で集めたり、それからプレゼンをしたり表現をしたりという、適切に活用できているというふうに評価している割合が全国よりも県よりも多く上回っておりますので、上手に活用しているなというふうに捉えているところです。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） もう一つ、学力向上の原因としては、小学校では多くの地域住民と連携、協力していることですけれども、確かにいろいろな大人との関わりの中で子供達は成長していくので、地域の住民との連携はすごく大切なことだと思うんですけれども、先ほどから何度も出てくる、この連携とか協力ってちょっと分かりづらいんですけども、具体的に子供達と地域住民の連携、協力というのはどういうことを具体的にしているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） まず、一例を挙げるならば、大したもん蛇まつり、中学校の全校生徒参加であります。ここは、地域を含め、関川村の一員として子供達も誇りを育む大切な機会になるということでありますし、そこに地域、保護者の方が子供達と一緒に行事を盛り上げていくというのが一例に挙げられるかなと思っております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） その祭り参加というと、実際にその祭り、パレードに参加してみると、子供は子供、中学生は中学生、それから地域の大人は地域の大人と分かれて担いでいるので、個人的にはあまりそこでは連携や協力をしているという感じはないんですけども、そこで何かもう少し子供達と大人が混ざって会話とかできるような、そういうふうな取組ってできないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。

大切な内容かなと思っております。

例えば、また例を挙げるとするならば、七ヶ谷地区で行われるあの地域の運動会などがあります。これなどは、まさに保護者、子供、地域の方一体となって取り上げる行事というふうに思いますし、また、学校サイドで言えば、部活動の地域展開において、関川の地域クラブが立ち上がっておりまして、地域の指導者が保護者と一緒に子供を教えるという、そういう支援協力体制が取れておりますので、既存の組織を十分活用しながら深めていければいいなと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） その地域の大人と子供達が連携しているという例の1つに七ヶ谷運動会というのが教育長の言葉ありましたけれども、でも、実際運動会で言うと、旧コミュニティーの中で1つだけなので、やっぱりそれではちょっと足りないんじゃないかなと思いますし、地域クラブといつても、やっぱりクラブに参加している子とそのコーチとか、そういう関わりぐらいしかないと思うので、ちょっとそれでは不十分ではないかなと思うんですけれども、もう少し今後子供達が地域の方に出て行って地域の方々と関わるような行事といいますか、取組というか、授業でもいいんですけども、そういうことって考えられないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 子供達が地域との関わりを深めていくというものについては、それぞれ各学年の段階において様々なところで地域の方の力を借りしながら参加しているというふうに私は捉えております。

例えば、喫緊であれば、小学校の3・4年生の算数の授業、村の役場の職員が地域の方ですけれども、実際にゲストティーチャーとしてそろばんを教える。あるいはマラソン大会であれば、地域のランナーの方が先導を走って見本を見せると。そういう積み重ねがきちんとされているというのは、本当にすばらしいなというふうに思っておるところであります。

地域の方がしっかりと関わることであるならば、保護者も含めてですけれども、既存のその学校行事、運動会あるいは合唱祭等々、そこにやっぱり積極的に足を運んでいただいて、まず子供達の様子を見ていたいで、教職員とまた対話を深めてもらえばいいなと。そんなふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 続いて、中学校の方での学力の維持、もしくは好調の要因として、先生方が本来業務に専念し、きめ細かい指導や支援ができるということを答弁されましたけれども、確かにそれは中学校であれば一番大事な先生が本来の仕事に集中して生徒の指導に当たるということ、教

科の指導に当たるということは本来の最も大事な仕事であると思います。

先生方は最近多忙と言われている中ですから、教育委員会がそのための環境整備に取り組むということはすごく大事なことだと思いますし、一方で、先生方が子供達の学力向上に専念する代わりに子供達の人間的な精神的な成長を後押しするというのは、やっぱり保護者とか、地域の方々の協力も必要だと考えます。

今学校と保護者、それから地域の方と中学生が関わり合う機会ってすごく少ないんですよ。中学校のPTAの役員の方に聞いたんですけども、今年、PTAで何かしましたかと聞いたら、即答できなくて、やっぱり何か地域、PTAと学校と子供達で何かできる機会がないかというのをその方は言っていましたけれども、どうでしょうか。中学校でも先生や地域の方が、また保護者が関わる取組とか、もう少し増やすことってできないでしょう。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。

地域、保護者の方が子供達とつながるという、様々な教えを学ぶというのは重要なだなというふうに捉えております。

例えば、関川小中学校では、もう既にコミュニティースクールで学校運営協議会が設置されています。例えば、未来のハローワークなどは、地域の学校協働本部の事業として行われておりますし、コミュニティーから選ばれる関川こども応援隊もありますので、そういった方々を核としながら、教職員の働き方改革もそうですし、また、子供達の地域との連携をさらに深めていくような方に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 確かに学校運営協議会、コミュニティースクールの取組で未来のハローワーク、私も参加させていただきましたけれども、子供達と地域の大人が直接話し合える機会でとてもよかったです。

あと、今回の全国学調の結果を受けて、今後の教育施策をどうしていくかという私の3つ目の質問に対して、全国的には子供達の表現力に課題が見られるとの結果に対して、村では言葉の力を身につける取組を強化することでした。

非常にそれは大切なことだと思います。特に、小中学生で同じ世代でいるとすぐツーカーの仲といいますか、言葉がすごく語彙力が欠乏していく傾向にあると思いますので、具体的にその言葉の力を身につける取組を行っていくのかお伺いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。

まず、1つ目は、新聞を含めた読書活動の推進です。2つ目は、インバウンドを見越した英語教

育の推進です。3つ目は、書道教育の継続であります。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。

そういうものは、実際に効果というものは見られるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） まず、最初の1つ目の新聞を含めた読書活動でありますけれども、小中学校は昨年からデジタルの新聞、これを読めるように環境を整えております。子供達が発達段階に応じて文章を読んで自分の感想や考えをまとめて発表したり、デジタルにまとめて発表する、表現をするということで、様々な物の見方、考え方につれて触れる機会になりますし、社会に養う力につながっていくということになりますので、今年度は小学校で朝学習の1こまの帯で毎日しっかりと新聞を読むという時間を位置づけております。

世の中のことをよく知り、いろいろな考え方につれて触れるという力がさらに高まるというふうに思っております。

書道教育につきましては、本当に集中力が身につきますし、そしてまた、書を通した表現活動が見事に物として現れますので、作品をご覧いただいたとおりでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） では、実際にそういう学んだことを伝えたり、人に伝えたり表現したりする機会があって、それを見て、子供達の成長が感じられると。効果があるということです。

あともう一つ、今後の施策として、保育、小学校、中学校の連携は重要だというふうにおっしゃいました。特に、村内だと一校ずつしかないので、基本的にずっと同じメンバーで中学校まで子供達は学んでいきますので、その縦の繋がりを意識して教育に当たっていくのはすごく大切だと思います。

また一方、横の繋がりもこれはすごく大事になっていくと思いますが、教育長 darüberで先週でしたか、七十何号の中で横の繋がり、村人会のお話の中でおっしゃっていましたけれども、保護者と学校、それから保護者同士の繋がりも大切だと思います。

ですが、ちょっと先ほども伝えたんですけども、その保護者同士とか地域の人との繋がりが薄れているような感じもするんです。学校が村内に1つになって、各地区の子供達も少なくなりましたし、だから親も少なくなったと。私も七ヶ谷のPTAもちょっと今年は今のところ親に会っていませんで、子育ては地域でするものというふうに私は思っているんですけども、実際七ヶ谷の子供達でもやっぱり私も見たことがない、ちょっと寂しい限りなんですけれども、学校、保育、小中の縦の繋がりだけじゃなく、横の繋がりを生む、何か中継地といいますか、そういうものにもう少し

学校運営協議会などを使ってやれないのか。

何かそういうところちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（小澤 仁君） ちょっと質問の趣旨がよく分からぬ。

○3番（川崎哲也君） 今横の繋がりがないので、それを生む場所ということですか、そういう取組とか、何か学校の方でできないか伺いたいんですけれども。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、まず、学校の方で何かできないかということでありますけれども、学校の方の教職員、今本来業務に取り組むための働き方改革等推進しておるところでございます。

その応援部隊である学校運営協議会あるいは地域学校協働本部、そしてこども応援隊というのが組織としてあるわけですので、そこが繋がりを生むハブとして機能するように、またお願いをし、ご協力をいただけるように働きかけていきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。

あともう一つ、この全国学調の結果で、全国の子供達の学力低下の原因は、スマホやゲーム時間の増加、それから、そのことによる家庭での生活習慣の乱れ、学力や教育に対する親の考え方の変化、要は成績とか学歴に固執しなくなつたと。それが全国学調の文科省の分析です。

要は、学力低下というのは、学校の問題というよりも家庭の問題、親の問題というふうに捉えています。保護者がもっと子供の教育に関心とか責任を持つような、そういう機会をつくれないかと。

9月にスマホ教室、SNS教室か、メディアコントロールの講座みたいなものがあつたんすけれども、実際参加した保護者は少ないと聞きました。

もう少し保護者が積極的に参加できるような講座であつたり、子供達と保護者、それから学校が一緒に学べるような、そういう機会というのはつくれないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。

ご指摘のとおり、学力向上の1つのネックになっているのはメディアコントロールであります。

これは、関川の小中に限つたことではありませんけれども、家庭学習の時間よりもSNSや動画、ゲーム等の時間が長いというところで、課題になっているところでございます。

今ほど議員からもありましたように、9月には関川小学校と村教研を主催のSNSの講座を開いております。少ないとは確かにありましたけれども、30名弱の保護者の方がそこに集まって、車座になって意見交換するという機会はございました。

引き続きそういう機会を設けつつ、そしてまた、共働き世帯の本当に忙しい方々の中においてで

も関心持てるように働きかけながら、保護者の協力、理解をいただけるような働きかけを強化していきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。

次期の教育振興計画について、最後の質問をさせてください。

答弁の中で教育長の次期教育振興計画に対する熱い思いは伝わって、期待はしているんですけども、計画策定にはやっぱり多くの人の関わりが大切だと思っています。

今の教育基本計画にも書いてありますが、教育は人づくりであり、未来づくりであります。教育の在り方が要は関川村の未来を決めると言っても私は過言ではないと思っています。

どのような思いで教育を施していくのか。教育関係者だけじゃなくて、やっぱり地域の方々が一緒に考えて計画を、それを計画としてつくり上げていくことが大切だと思っているんですけども、この計画策定と多くの人の地域の関わりについていかがお考えでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） ありがとうございます。

まず、教育振興計画の柱となる目指すものとしては、ふるさと関川を愛し、誇り、学び続ける人づくりと。これは、搖るがないというふうに捉えています。

その上で、現在教育課内において過年度の取組を今評価しているところであります。それを踏まえて、具体的な方針、取組の事業を定めて、まずは、しっかりと原案をつくっていきたいと思っております。

その後、学校関係者、そして村民の皆さんからも意見を聞く機会を設けて、精度を上げていくと。

最終的には教育委員会を経て、3月の村長主催の総合教育会議で決定をしていくという段取りになっております。

なるべく多くの方々の意見を吸い上げられるように工夫していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。

村民の意見も聞いてくれるということなんですけれども、計画に対して村民の意見をいつ、どのように集めるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（津野庄一郎君） 進め方について、今検討中であります。

一般的には、アンケート、パブリックコメントのような形でもって意見を吸うというのが定番でありますけれども、それ以外の方法等がもし効果的なものがあれば、それもまた取り入れられるか

を含めて検討します。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。

以上で大枠1つ目、教育に関する質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） 川崎哲也さんの一般質問の途中ですが、13時10分まで休憩します。

午後0時07分 休憩

午後1時07分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問、順次3番、川崎哲也さんの大枠2番目の質問を許可します。

○3番（川崎哲也君） では、引き続き大枠2、観光振興の取組についてお伺いします。

関川村観光振興計画は、観光の振興、地域資源の活用、地産地消の推進を基本に、村と観光業者のみならず、村民も含め、継続的に観光施策を推進すること及び交流人口、関係人口の増加に寄与することを期待して策定された同計画を基に本年度の観光施策の取組について伺います。

①計画の目標達成に向け、本年度は具体的にどのような取組をおこなったか。

②これらの取組について、経済効果や費用対効果の評価は行っているか。

③計画を推進するために村と観光業者、観光協会、村民など、関係機関の連携協力体制は整っているかをお伺いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 川崎議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の今年度の具体的な取組についてです。

観光振興計画では、課題解決のための具体的な施策取組として大きく3つ挙げております。

1つ目は、観光コンテンツの造成です。これまで10個以上の体験コンテンツを増設し、既に8つの体験コンテンツ動画を完成をしております。先ほど鈴木議員の一般質問の答弁の中にもありましたように、今後はインバウンド誘致などに活用していくということにしております。

次に、業者間での情報共有の発信力の強化についてです。今年度は、観光関係業者と村との意見交換を開催したということです。温泉旅館組合青年部や商工会青年部、地域活性化起業人が出席し、現状の活動状況を共有したほか、今後の取組についての意見交換を行いました。

また、観光振興計画の中に触れております村内児童の関係につきましては、関小の6年生に道の駅周辺など、村の魅力について学んでいただき、その中でどうすれば人を呼び込めるのかなど、交流人口を増やす取組など、子供達の目線でご提案をいただいたところです。

最後のご質問のインバウンド誘客と受入体制につきましては、次年度以降商談に向け、体

験コンテンツ動画を作成するなど、準備を進めてきたところであり、具体的な誘致等の事業はまだ現在では実施していない状況です。

お尋ねの2点目の費用対効果、経済効果や費用対効果ということですが、特にインバウンド誘致に関しては、村にどれだけ経済効果があったのか検証することとしておりますが、本格的な誘致はこれからになりますので、現時点ではまだ評価は行っておりません。

3点目の関係機関の連携協力体制についてですが、温泉旅館組合や商工会などで構成している観光協会を核とし、情報共有や意見交換を行う中で協力体制を整えております。

また、体験コンテンツを構築する過程においては、観光業者のみならず、農家など、村民のご協力が不可欠であることから、皆様のご理解をいただきながら進めているところであり、今後も一層連係をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。

質問の時間が限られていますので、端的にお伺いしていきます。

まず、3点目の答弁のところにありました関係機関の連携協力体制について観光協会を核としというふうにお答えされましたが、この観光振興計画を推進する中心的な役割を担うのは、計画書のとおり、村の観光協会ということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどのご質問についてですが、観光協会の役割というところが村内観光資源のPRであったりだとか、イベントの企画運営、情報発信など、多岐にわたっておりますので、中心となるのは観光協会と考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。

その上で、今年度の実際の取組として、体験コンテンツの造成、それから動画作成、意見交換会、子供達の交流人口を増やす取組など行ってきたようなんですかけれども、こういったほかにも様々なイベントを開催してきたと思います。

その都度これは評価というか、事業の評価をしているんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 秋ご膳とか春ご膳とか、食事をテーマにしたイベントなんかであれば、アンケートをいただいているので、アンケートの集計結果に基づいて、関係者が集まって評価、検証を行っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 承知しました。

それ以外の、例えばこの動画作成であったり、体験コンテンツの造成に関して、具体的な経済効果とかまではいかなくても、関係した人や、関わった人達が集まって、例えば動画作成したのであれば、その視聴者数を見たり、フォロワーとかコメントを見たり等、その後の反省会みたいなことって行っているんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） その情報発信に関するユーチューブの動画であるとか、インスタグラムで投稿したことに関する検証とか評価というところは特段行ってはおりません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 一応この計画は、年度末に検証して、次年度の計画に生かすというようなことが書かれていますけれども、そういった事業ごとに評価、検証までいかなくても、反省会などして、いわゆるP D C Aサイクルというんですか、その回転を速くして、来年度と言わずに、もう次のイベントと、次の動画作成ということに生かしていくような、そういった反省会みたいなことってないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 例えば、インスタグラムなんかについては、観光協会ホームページなんかもそうですけれども、順調に閲覧数、あとはフォロワー数というものは順調に増えているところでありますので、例えばこれが減るだとか、例えば伸びないという場合であればちょっと検証は必要かなと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） その検証というのは、誰がどういうふうに行うんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 情報発信の方に関して言えば、観光協会の方で情報発信の専門の人材活用して取り組んでおりますので、そういった方たちに入っていただいて、我々主導で行いたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） あと、最後の答弁の中で、連係協力体制の強化ということなんですけれども、例えば、そのイベントの情報発信に関して言えば、知名度のないイベントとかだったら、S N Sで村民の方とか一般の方にどんどんフォローとか情報発信手伝ってもらうことできると思うんですけども、そういった意味で、何か村民と直接このイベント企画の段階で何か村民がこのイベントの内容を分かつたり、何か参加できるような取組、計画に参加できるような、そういった取組ってあるんでしょうか。

意見交換を定期的にというふうに書いてはあるんですけども、それ以外で何か村民の方と観光

関係の方が集まって話し合う機会ってあるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求める。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 観光振興計画の中でも具体的な取組で、村の観光資源、村の資源を活用したコンテンツの造成という文言がありますけれども、こういったところで、例えば、今も農家の皆さんであったりだとか、いろいろな関係者の方との意見交換を踏まえて、観光コンテンツの企画、造成に取り組んでおりますので、これは引き続き継続していきたいと思っております。（発言あり）

協力を促すというか、インスタグラムなんかだと、村民の方も結構フォロワーいるんですよね。情報発信も最低でもインスタグラム年間で48回以上という契約結んでおりまして、そういった意味では、村民の皆さんにも参加していただいていると思っていますし、見ていただいているのかなとは感じております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 実際に観光協会のSNS、インスタとかホームページもすごく改正されていて、大分見やすくなつてはいると思いますし、あと、ほかの市町村とかのSNSのフォロワー数とかも調べてみたんですけども、関川村はインスタが2,000とか、動画とかも多いので平均2,000ぐらいの視聴、多いので5,000回の視聴とかもありますし、ほかの市町村と比べても、村上は5,000、胎内3,000、小国町5,000とか、人口を考えれば、村の公式SNSの視聴数というかフォロワー数がとても、決して悪くはない数字だと思います。

今観光する人達って、もうほとんどSNSというか、ネットを見て来ると思いますので、ぜひこのSNS情報発信力を高めてもらいたいんですけども、今起業人の方に作ってもらっていると思うんですけども、何かその起業人の人と観光の場所というのか、観光イベントとか、何かその繋がりはあるんですけども、それ以外のイベントとその起業人と、それから村民とか、その輪の繋がりが薄いような感じがするんです。

そこら辺、何か、例えば、動画作成する起業人の方が人を集めて一緒に動画作るとか、そういった取組ってないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求める。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 動画を作るに当たっては、今回起業人に作っていただいている動画って、観光PRの動画ではなくて、商談用、あくまで商談向けの動画なんですね。なので、村民の皆さんと一緒に作る作業に村民の皆さん入っていただくということは考えておりません。

ただ、そのコンテンツの提供として、村民の皆さんに協力いただくということで、今進めております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 商談用の動画と観光PRの動画の違いがよく分からんんですけども、私はやっぱり動画は人が写っていると視聴数も上がるというか、景色だけとかよりも、やっぱり人が入っていると見てももらえるというのがあると思いますので、そういった動画作成とか、村民が登場するような動画作成とかもいかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 動画に登場するというところに関して言うと、もう既にこれまで完成した動画でも幾つかのコンテンツでは村民の皆さん、今も協力して撮影に参加していただいております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 先ほどもお伝えしたんですけども、動画作りであったり、コンテンツ造成であったりにしても、その担当者と一企業、担当者と一観光地みたいな、こういう繋がりはあるんですけども、例えば、観光業者と村内の村民と、それから観光協会だったり、そういう、一緒になって何かイベントを作り上げるとか、そういうことはないでしょうか。

計画の中にも事業構築において業者、職種、組織の垣根を越えて柔軟な発想で事業を構築していくというのがあります。

これまでの事業、コンテンツ造成だったり、事業構築方向ではなく、本当にみんなで地域の観光を考えていく機会というのもつくった方がいいと思うんですけども、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今の観光協会に関しては、そういう場っていうのは、関係者が集まって話し合い、意見交換をする場もちろん持っております。

議員のおっしゃる、体験コンテンツの造成であったりだとかというところに関して言うと、今例えば農家さんであったりだとか、温泉旅館の皆さんだったりとか、個々に当たって造成して撮影行っておりますけれども、今後またこのインバウンド事業を例えば展開する上で関係者が一堂に集まって話をする場とかというのは、検証を踏まえて必要になってくるのかなとは考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 分かりました。

もう少し時間がありますので、すみません。前後して申し訳ないんですけども、観光情報の統合が取れていらないというところが関川村の観光の課題の1つとなっていますけれども、そこら辺進んでいますか。情報の統合。

○議長（小澤 仁君） ちょっと通告してあった。

○3番（川崎哲也君） すみません。観光のこの課題の1つについては。

○議長（小澤 仁君） ちょっと通告してあった。

村長より趣旨確認権の申入れがありましたので、これを許可します。

○村長（加藤 弘君） 具体的に分かるようにご質問いただければありがとうございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 今手元に振興計画ないんですけれども、情報が関川村の観光情報がホームページにあったり、それぞれの業者のホームページにあったり、それから観光協会のホームページの中にあったり、そして、観光協会のホームページにない観光情報があつたりと、何かばらばらになつていて、それを1つのホームページというか、SNSでも何でもいいんですけれども、1つにまとめる。それがまとまっておらず、観光情報の統合が図られていないという表現が振興計画の中に書いてありましたので、それについて伺いました。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。それでは、質問の答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） これまで情報というところがまとまつていなかつたという部分も確かにあろうかと思います。

ただ、これまで地域おこし協力隊を活用したり、あとは協力隊退任後も観光協会の方で情報発信、専門の人材として活用して、ホームページ、インスタグラムで情報を集約して今発信しております。

実際、ホームページの閲覧数という数で申し上げますと、令和4年度5,689件だったものが令和6年度時点ですけれども、3万7,892件と、約6.6倍と大きく伸びております。これは、ある程度ホームページの情報が見やすくなつたということと、充実されてきているのかなという効果だと思っておりますし、インスタグラムなんかについても同様で、先ほども答弁しましたけれども、順調にフォロワーが伸びているというのは、そういう効果なのかと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。

情報発信に関しては、大分改善されているとのことで認識します。

あと、観光協会の方からも観光業者間の意見交換であつたり、集まって話し合う機会が少ないというふうに聞いていますので、観光協会の方で集まって、これから観光振興計画の中にも定期的にミーティングを持ってというふうに書いてありますし、観光協会とか関係業者の集まり、意見交換の場、そういう場は増やしていく可能性はあるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今年度は、観光協会の方からも要望、ご提案もありまして、温泉組合、旅館の皆さんだったので、あと商工会の青年部の方たちと意見交換、また情報共有の場を設けさせていただきました。

やっぱりこういうところで、私たちの目線ではなくて、いろいろなご意見、提案いただきますの

で、非常に有効だと思っておりますし、こういう場については、今後も継続していきたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） ゼひ継続的に、そして定期的に集まって、村の観光を盛り上げていっていただければと思います。

以上で私の大枠2番目、観光振興の取組についての質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） 次に、5番、近 壽太郎さん、質問を許可します。

○5番（近 壽太郎君） 5番、近です。

私からは、採択された請願の処理状況と結果についてお伺いいたします。

去る9月定例会議において、「村内における不適切な生活環境を改善する委員会の設置を求める意見書」の請願が採択されました。私は、紹介議員として、また、議会の一員としてこの請願に対して責任ある立場にあります。

ごみ屋敷問題は、以前から深刻な問題として、周辺住民から苦情の声が上がっておりました。今回は、約200名から成る趣意書の署名が届いております。周辺住民の良好な生活と営みが一刻も早く戻ることを願うものです。

以上のことから、行政区、村民から成る委員会の設置についての経過と結果についてお伺いいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 近議員のご質問にお答えをいたします。

いわゆるごみ屋敷問題でございますけれども、これ9月の定例会議でもお答えしたことございましたけれども、もうごみ屋敷問題というのは単なるごみを片づけるだけの問題ではなく、原因者の生活状況や心身の状況、地域社会との関わりなど、多岐にわたる要因が絡み合っているものと思われます。したがいまして、その要因を解決しなければ、根本的な解決には至りません。

何年か前にも皆さんの協力をいただいてごみをきれいにしたこともございましたけれども、もうすぐ元どおりに戻るというような状況なので、そういう意味では、保健師等が訪問して片づけを促すというケースもあれば、地域ぐるみで対応を考えなければいけないようなケースなど、様々でありまして、委員会を開いて得た結果ですぐ解決するなどという問題ではないと私としては認識しております。

村としましては、それぞれのケースに応じて、環境部局をはじめ、福祉の部局も連携して対応することとしており、その中で地域住民の皆様のご意見を聴いたり、対応をお願いしたりする場合も想定されますので、その際には話し合いのできる場を設定をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） これ、今の答弁は、9月の川崎議員の答弁とほぼ同じだと考えておりますが、私の答弁では、確かに問題の解決にはこういうことが必要なんだろうなと思っております。

ただ、その委員会の設置ということについての目的といいますか、効果といいますか、それを挙げると、1つには、ごみ屋敷についての委員として、定期的に研修や勉強会を行うことによって、それなりの知識を得て、そのことによって住民への意識啓発や注意喚起することによる予防的効果もあります。

あとは、住民と行政との情報の共有、それから、解決への早期のその体制づくりといいますか、そういうこともこの委員会設立の目的に含まれると思いますが、その辺のお考えはございませんか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 委員会について、私は趣旨といいますか、今目的をお聞きをしましたけれども、委員会で設置をしなければ……、まず、根本的には、これは要はごみ処理をいかにする、要は改善していくのか。私はそのための適切な生活環境を改善するための委員会というの、そういう意味での委員会だという認識をしておりまして、そういう意味では、委員会を開いたことによって、あそこのごみ屋敷の問題が解決が進むという状況じゃないので、今のような対応をしなければならないというお話をしたところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） いわゆるそのごみ屋敷については、私の言うのは、今後こういう事案が増えるということを想定しているわけとして、こういう問題に対して、住民に対しての啓発や、先ほど言いましたように、喚起、それと、委員会による専門的な知識を得るということが重要かと考えております。

そういうことによって、個々の事案に対して解決をするには、村長最初答弁されたような対応をすると思うんですけれども、それをしないような、予防的措置として、こういう委員会の設立というのは効果があるのでないかと思うわけで、その辺を問題解決だけでなく、そういうことの意味合いで委員会を立ち上げるという、そういう趣旨でございますが、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） ごみ屋敷問題については、全国多々あります。処理した例、苦労したところ様々な事例があります。

そういう意味では、委員会を開かずとも、今おっしゃったような住民に対する周知なり、あるいは今後の予防対策ということについては、広報等で十分周知できる情報というのは、今いっぱいございますので、あえて委員会で議論することがあるのかどうかというのは、私は、様々な件で悩んでいる状況とする対応等々を広報などで周知することによって啓発活動というのにつながるのかな

と思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） この件に関しましては、一度請願が出されていて、議会として採択したわけですので、やっぱりそれなりの責任と、それから、請願者に対しての説明責任があると思うんです。

これに対して、国の憲法にもあるように、請願権というのがございますけれども、この請願権に關して村長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 請願権についてのご質問想定しておりますが、議会が議会として判断されたことについては、行政としても尊重すべきものと考えております。

ただし、請願されたからといって、執行部側でそこに全て従わなければいけないものじゃなくて、その点で十分審議した上でどう対応するかは、それは執行部の責任においてやるべきものと考えています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） 村長の答弁はごもっともだと思うんですけども、それに対して、今回のこの請願に關してもそういう対応で臨まれると思っておりますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 請願の採択された趣旨を議会の方によく十分お聞きしながら、改めて判断したいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） 先ほど言いましたように、この請願に關しては、議会が採択して、それで行政の方に送られていますけれども、今後とも議会として、今日は私の個人的な一般質問ですけれども、議会として今日の答弁も含めて検討し、処理状況と結果の報告を求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 請願、陳情というのは、県でもそうですし、国でもそうですが、物すごい量がございます。それについて、議会側からのご要請があれば、それに対してもお答えするのは執行部側の務めだと考えています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） それと、その請願についてですけれども、私どもも責任はありますけれども、行政としても最善の努力をしていただいて、政治的、道義的責任を負っていると思います。

そういうことを加味しながら、今後の対応をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 政治的、道義的責任があるかどうかというのは、私今判断できません。

ただ、いわゆるごみ屋敷を改善をしなきやならないという意味では、思いは同じだと思いますので、私どもとしては、様々な事例を見ながら、そのごみ屋敷の改善に向けた取組をこれからも検討していきたいと考えています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○5番（近 壽太郎君） それでは、今後そういった形で、私個人としては進めていきたいなと思いますので、今後とも対応のほどよろしくお願ひいたしまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 次に、4番、近 敬志さん、質問を許可します。

○4番（近 敬志君） 4番、近です。通告に従いまして、大枠1件の質問をいたします。

幼児期の発達障害等の早期発見と支援体制について。

発達障害等のスクリーニングを主目的とする5歳児健診の実施は、こども家庭庁が2028年までに実施率を100%にする目標を掲げています。

子供の特性を早期に発見することで、適正な支援を行い、スムーズな小学校への接続ができるメリットがあります。

しかし一方で、支援が必要と判定された場合、保護者の障害に対する理解度や受容には大きな個人差があり、園と家庭で共通認識を持つための連携が不可欠であります。

当村では保育園と民間企業が協力して発達障害等の早期発見に取り組んでいますが、以下の点について伺います。

①発達障害の理解度を深めるような保護者向けのプログラムが必要ではないか。

②外部専門家による巡回支援の強化により、保育士への負担軽減につなげられないか。

③発達障害等が認められた場合、また、その疑いがある場合、どのような支援体制を行っているのか。

④こども家庭庁が進めている5歳児健診の実施への課題はどのようなものか。

以上、お願ひいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 近議員のご質問に順次お答えをいたします。

1点目の保護者向けプログラムの必要性についてです。議員がおっしゃるとおり、保護者の皆様に発達障害を持つ子供の行動に対する理解や関わり方を学んでいくことは非常に大変大切なことだと思います。

議員がお尋ねのプログラムという名称ではありませんが、村では保護者に対して子供の成長の見

守り方や不安な点の事例、例示などが記載された「ぱすの一と」という冊子を配布し、発達支援に対する理解を深めていただいております。

また、発達障害等に該当する幼児の保護者には、幼児との接し方など掲載され、関係機関との相談記録ともなります支援ノートをお渡しをし、子供への対応の仕方について理解を深めていただいているところでございます。

次に、外部専門家による巡回支援の強化についてですが、子供達の成長や変化につきましては、日々保育をしております保育士が最も気づきやすい環境にありますが、これまで様々な園児と接してきた経験のあります保育士がそれでも障害の有無の判断や対応等に難しい場合には、外部専門家などに相談できる体制を取っております。

今後とも研修等により、保育士のスキルアップを図るとともに、外部専門家等の活用により、保育士の負担軽減ができればと考えております。

次に、発達障害等の判定への支援体制についてですが、保育士をはじめ、保健福祉、教育の各部局が連携をし、必要に応じて民間の相談支援所へつなげております。

相談支援所では、指導、施設に通所しているケースや通所が困難な場合には保育園内の訪問支援を受けているケースがございます。

最後に、5歳児健診の実施への課題についてですが、5歳児健診は、全国的に3歳児健診から就学時健診までの間に法的な健診体制が整っていないため、国が実施を進めているものでございます。

その課題としては、専門員や心理士といった幼児の発達を判断できる専門職の確保が挙げられます。

なお、当村では、3歳以上の入園児が100%であるという状況を踏まえますと、保育園での保育の過程において、子供達の特性や障害などを発見し、就学時健診へとつなげておりますので、新たな健診の必要性は薄いのではないかと。これは、都会では全ての子供が把握できないという状況がありますので、そういう面からしますと、必要性は当村としては薄いんじゃないかと考えているところでございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございました。

先ほど「ぱすの一と」、支援ノートというお話をありましたけれども、たしか「赤ぱす」「青ぱす」とかって言いました。あれは、どっちかというと、発達障害になった人達向けに配布して、活動記録とか、それから、受け手、支援する側との情報交換でよく使うようなものなんですねけれども、それは、そういう疑いがある人達にも配布なんかしているものなのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 今の質問にお答えいたしますが、「ぱすの一と」「赤の一と」「青

の一と」がございますが、赤は全員に配っているものでございます。その後、判定療育会議などで判定を受けた方には、さらに詳しい専門家とのやり取りも記録できるものを配布しているということでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。

うちも「赤ぱす」はあるんですけれども、見たときは覚えているんですけども、時間が経っていくと結構忘れている場合が結構あるんですね。本当の簡単な抜粋したリーフレットだけでもいいので、1年に1回なり、思い出してもらうためにお渡しするとかというところであると、経費削減にも繋がりますし、理解度を少しずつ深めていくということでは非常に有効だと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 今の質問でお答えいたしますが、村長の答弁でもありましたように、保護者の理解を深めていくということは非常に大切なことだと思っております。

我々の方としましても、これを配って終わりというわけではなく、実際健康診断や3歳児、1歳半のときの健康診断などでこれを持ってきていただいて、話をしながら、注意喚起を含めておりますが、議員からおっしゃられた年間を通して、啓発作業、啓発行為をという形を我々も今後取っていきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。

ぜひ実施していただければと思います。

もう一つなんですけれども、毎年保育園で専門家を呼んで保育園の中で講座を開いているんですけども、その中の講座の1つとして、発達障害というとみんなこう構えるんですけども、例えば、なかなかうろうろして落ち着きがないとか、小さい子だとんしゃくを起こすという子もやっぱり出でます。大きくなるとなくなったりすることもあるんですけども、それも発達障害の一部と捉えられることもありますので、その辺をもう少し深堀りした講座を開くということも考えられないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 深掘りした研修をということでございますが、今までペアレントトレーニングという形の講座を開いたりしてはございましたが、なかなか定期的にはできていなかったというのが実情でございます。

なので、今後リーフレットの配布とかだけではなく、そういった部分についても前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。

②番の質問なんですけれども、外部に相談する体制を取っているということなんですけれども、これまでその体制で支援をお願いしたりということは過去何回かあったんでしょうか。教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 相談を外部にお願いするということでございますが、育児相談会という形で、令和6年は5回、令和7年は今のところ4回を計画して実施すると。今回は、令和7年度はまだ2回しかしておりませんが、状況によって4回ほど計画しているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 質問の意味がちょっと分かっていないところがあるので、内部で相談をして、その結果判定されたりとかというのが今までケースがありましたかというところ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） すみません。失礼しました。

相談をする形で認定を受けるということではなく、我々の育児相談会というところで招聘して、協議をして判定をし、サービスや支援につなげていくというところでございます。

ですので、今ほど育児相談会の実績を述べました。よろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 近さん。

○4番（近 敬志君） もう一回、質問の仕方が悪かったのかもしれません。そういう体制があります。しかし、よく上司とか仲間から気軽に相談してね、何でも気軽に聞くよ、相談に乗るよという話があるんですけれども、そういう人に限って、そういう人に言われた人というのはなかなか相談しないことがあるんですね。

体制だけつくっても、それを活用しないとあまり意味がないわけですよ。

その体制を生かして、育児相談会をしているということなんでしょうかけれども、そこでその発達障害に関する、ちょっと疑いがあるねとか、これ検査してみましょうとか、そういうことって今まであったんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 失礼しました。

相談を受けたという形で上がる場合もありますし、保育園の保育士がふだんの行動を見て取って、疑わしいということを踏まえての育児相談でございます。

それで、さらにサービスを受けたという部分はあります。

何件かというと、今のところ10人が保育園児認定を受けているわけですが、それが9人サービスを受けるという形になってございます。

1人につきましては、サービスを望まないということでございますので、受けていないというところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。

発達障害のケアというところでは、きちんとされているのがよく分かります。

3番目の質問、2番にも関連するんですけれども、疑いがある場合、判定ではないですよ。疑いがあるけれども、どうかな。これから改善していくかもしれない、治っていくかもしれないし、そのまま継続して悪化していくかもしれない。

この判断をするに当たって、やっぱり専門家の助言なり支援が必要だと思うんですけれども、現状、保育園でも外部の専門家呼んでやってもらっていますけれども、その後のフォローアップというはどうされていますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） まず、グレーゾーンの方ということに関しては、村上市の方で「ことばとこころの相談室」というものがあります。そちらの方につなげて、判定を受けなくても通所サービスですか、訪問サービスを受けることができますので、そちらの方の紹介をしているというところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） 今関川なないろ保育園では、春から夏にかけて先生の気づきによって親御さんと園と、それから外部の専門家の三者で面談をして、こういう気がありますよ、こういう疑いがありますよ、今後はこういうふうな対処をしていったらどうですかという面談があるんですね。

○議長（小澤 仁君） 休憩します。

午後1時55分 休憩

午後1時57分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） 失礼いたしました。

その後三者面談でのフォローアップですね、ここで外部の専門家がまた相談を、何回か保育園に来ていただいて、フォローアップの三者面談をすることによって、その後家庭での子供の行動の改善なり、園の改善なりにつながっていくんですけれども、そういう意味で今村上で相談しているという支援を実際また来ていただいて、フォローアップしていくような考えはないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） まず、議員のおっしゃられた三者面談、それが我々の今言うところの育児相談というところだと思っています。

そこに保健師や関係者も必要に応じて入っている形で進めているところだと思うんですけれども、その後の随時、保育士、保健師、民間事業者さんともフォローしております。情報共有をして、また、そこには支援員さん、サービスを受けるときに使う計画、ケアプランみたいなものをつくる支援員さんがいるんですけども、その方とも話し合いながら、情報共有をしながら、今後の展開というものを話し合っておりますし、「ことばとこころの相談室」につきましても、支援員さんはいませんが、積極的に保健師の方からその相談室へ情報を取りに行っておりますし、あちらからも今の状況という形で報告を受けております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） 育児相談会の認識勘違いしていました。分かりました。ありがとうございます。

それで、その後、その面談した後のフォローアップ、こうした方がいいですよとか、改善してくださいねというのがあるんですけども、その後どうでしようかという話を親御さんからもどうすればいいかなという話を聞いているので、その辺のフォローがどうかなというところを聞きたい。

要は、一回その面談した後に、何か月かでその後どうですか。うまくいっていますか。園の様子はこうですよと。その辺のフォローアップはできていますか。やっていますかというところを聞きたいんです。

○議長（小澤 仁君） 休憩します。

午後2時00分 休憩

午後2時01分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き、近 敬志議員の一般質問を再開します。

近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） 今の質問の繰り返しというか言い換えになるんですけども、育児相談会で面談受けました。その後こうしてくださいという対応、ご案内いただけるんですけども、その後のいわゆる親御さんとか園に対するフォローアップというのが引き続き継続しているのか、教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 判定後のフォローアップについてでございますが、判定されたサービスを使っている方々に関しましては、ケアプランをつくるときに相談員と保護者と保健師と話し合いながら状況を確認し、フォローしているところでございます。

また、グレーの方々に関しましては、こちらから保健師の方からどうなったでしょうかという形で情報をもらいフォローしている状態です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） ありがとうございます。

④番になるんですけども、5歳児健診の実施の課題ですね。先ほど村長の答弁では、医師の不足、専門職の不足という答弁ありました。

近隣で言うと、新発田市がその5歳児健診に関して医師の確保ができていると聞いています。

例えば、今なかなか、特に新潟県、下越地方については医師不足が深刻ですので、広域の連携を取って、医師の確保に努めるということが大切なんですかと、どのように考えているのか、教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） ご指摘の医師の確保、連携を含めた確保でございますが、実際なかなか子供の発達に関しての医師はなかなかいないというのが現状でございます。

それにつきましては、5歳児の健診に限りましては、保育園に入っている子供がもう100%というところで、急務な課題ではないと思いながらも、連携を進めていきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。近さん。

○4番（近 敬志君） 私からの質問は以上でございます。

○議長（小澤 仁君） 次に、2番加藤つや子さん。質問を許可します。

○2番（加藤つや子君） 2番加藤つや子です。

私からは、通告に従いまして、孤立死、孤独死の防止について質問をさせていただきます。

1、孤立死、孤独死を防止するためにということで、現在全国的にも増加している、孤立死、孤独死の原因は、貧困や病気、障害、高齢など、様々であります。生活困窮、自殺、不登校、ひきこもりや虐待、DVなどにより、誰もが、孤独、孤立に陥りやすい社会となっていると思います。

当村でも急速に進む人口減少と高齢化、高齢化率も46.9%、非常に高い数字ですかと、あと未婚などに伴って単身世帯や単身高齢者世帯等の増加が見込まれることから、孤立死や孤独死の問題が懸念されると思っております。

そこで、村民の暮らしが地域の人達の見守りや通報体制の整備で誰もが安心して暮らせる環境であるように、行政では情報公開の取扱いにおいては、守秘義務の問題もあり、慎重な判断が必要ですが、水道料金や税金の滞納など、把握をされましたら、生活支援につなげる等の連携、それから、法の積極的な推進を図っていただきたいと考えます。

このことから、以下について3点について伺いたいと思います。

1つ目、深刻な社会問題で増加する、孤独、孤立の把握と防止を図るため、村では支援が必要な

者及びその家族等を把握する仕組みは十分でしょうか。（子供、若者、障害者、独り親、高齢者、一人暮らし、妊産婦、育児や看護、介護、療育を担う家族等）

2つ目、孤独、孤立の予防や早期の発見のため、定期的な見守りや活動は、誰がどのような方法でどの程度具体的に行われているかお聞きします。

3つ目、2024年4月に制定されました、孤独、孤立対策推進法にのっとった村の具体的な施策はあるかお聞きいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 加藤つや子議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の村民の孤独、孤立を把握する仕組みは十分かというご質問でございます。

これ、なかなか大変難しい問題だとは思っております。民生委員や集落の区長さん、介護サービス事業者などから支援が必要な高齢者やひきこもりの方の情報を地域包括支援センターや福祉、教育部局あるいは社会福祉協議会にいただいております。

また、新聞販売員や郵便局、移動販売事業者にも地域の見守りをお願いし、情報をいただくことにしております。

村では、重層的支援体制をさらに推進をして、年齢や背景にかかわらない法的な課題を抱える方々を早期に発見できるよう進めていきたいと思っております。

2点目の具体的な数についてですが、予防事業としては、もうご承知のとおり、地域の茶の間であるとか、「つなぐ」の事業などを社会福祉協議会に委託をし、地域との繋がりを保ったり、再構築をしたりするように進めております。

七ヶ谷では、地域でそういう場をつくっていただいており、行政側としては本当にありがたいなと思っています。

見守りとしましては、民生委員に独り暮らしの高齢者が中心となりますが、定期的な訪問を行うほか、特に見守りが必要な方に対しては、優先的に見守りや関わりを持ってもらうようにお願いをしているところでございます。

3点目の孤独、孤立対策推進へにおける村の施策についてですが、現在策定中の第2期関川村地域福祉計画で地域の見守りについても課題として取り上げており、各種啓発や相談支援に今後努めてまいりたいと思います。

最も重要なのは、集落住民や隣組といった身近な方の存在でございます。推進法の理念でもあります相互に支え合い、人と人との繋がりが存在する社会を目指して、ご近所間の声かけや挨拶など、小さな村だからできる取組を粘り強く進めていきたいなと考えているところでございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） ありがとうございました。

実際様々な連携による仕組みがあるということは理解しておりますけれども、実際に孤独死、孤立死と思われるような事案は関川村ではあったのでしょうか。

答えられる範囲でお願いいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 実際、孤独死、孤立死と見られるような死亡はあったのかというところでございますが、近日にも1件あったことは把握しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） 年末等に差し迫りますと、生活苦等、介護問題等いろいろありますと、そのような状況に陥りやすい現状が多々見られてまいります。

火事で亡くなる方の中には、そのようなケースもございます。

まず、私の方で1つ目の質問について、孤独と孤立というのは、制度から漏れる方たちも非常に多いのではないかと思っております。村と社会福祉協議会で実施している重層的体制整備事業なんですが、社会福祉協議会に委託されておりますが、このことについて、先ほどさらに推進してまいりますということでございましたけれども、推進する、さらに推進する内容が決まっておりましたら、お聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 検討する内容についてというご質問でございますが、まず、検討するという場を設けているところでございます。

第3次地域福祉計画というものが今現在作成中でございます。その中でもこの孤独、孤立の対策について盛り込む予定でございますし、その中で検討していくというものをまず掲げておりますので、その中でまたさらに詳しくなっていくと思いますが、例えば、今ですと、ごみ出しの援助ですとか、そういうものをさらに進めていく。地域の人達とのネットワーク、人と人との繋がりのある人達の情報をつなげていくということを考えているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） ありがとうございます。

第3次福祉計画ということで、これからそれを盛り込んでいただくことに大賛成でございます。

ただ、今ごみ出しの件が少し出たんですが、実際ふるさと納税による返礼品として、新発田市では、高齢者のごみ出しを離れて暮らす息子さんたちがふるさと納税を使った対応をしているとお聞きしました。

これを取り入れるというようなことはないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） ご提案ありがとうございます。

今そういう案は持ち合わせていなかつたんですけれども、今お話を聞いて、考えたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） ありがとうございます。

ぜひ取り入れてもらいたいと思います。

もう1点なんすけれども、防災タブレットの準備が進んでいると思いますけれども、このタブレットを使って福祉の仕組みづくりをするという、盛り込むというようなことが以前村長の方からちらつとお聞きしたような経緯があるんですけれども、このタブレットを使うことによって、非常に利便性のある対応ができるのではないかと思うんですけれども、予算の関係もありますので、この辺についてはどうお考えでしょうか。村長。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） ありがとうございます。

今防災タブレットについては、着々と内容を今詰めているところでございますが、まずは、高齢者の方々に防災タブレットを使えるようになってもらうのがまず最初だと思っていて、様々に機能を付加してもこんな面倒くさいものは触れないとなつたら身も蓋もないので、まずは防災に特化したタブレットとして、なおかつ、それに対してしっかりサポートしながら、住民みんながそれを使いこなせるようなことを第1ステージでやっていきたいなと思っています。

それができた上で、様々な使い方がありますので、それぞれの部局のニーズあるいは住民のニーズを把握しながら、どういうオプションをつけていくのかというのは次の段階で考えていきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） ありがとうございます。

次の段階でぜひ進めていただきたいと思います。

実は、今年他県で起こつた満100歳を超える家族の老々介護による悲惨な介護殺人事件がニュースでありました。介護する家族も70歳を超えておりまして、これについては紛れもなく支援が必要なケースではなかつたかなと思っております。

ここで、民生委員の訪問や介護サービスだけではなくて、先ほど答弁いただきましたけれども、ご近所のサポートということで、ご近所福祉スタッフというようなサポート体制の新たな創設を提案したいと思いますが、この点についてどうお考えでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 休憩します。

午後2時12分 休憩

午後2時14分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） すみません。説明不足でございました。

ご近所の協力体制として、ご近所福祉スタッフというようなサポートの体制を新たに創設されてしまいかがでしょうかという質問でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 今なかなか分からぬ部分もありますので、ただ、私以前から言っていますけれども、これからどんどん人口が減っていく、そういう中で高齢化も進んでいく。そうなると、様々な集落等での課題が出てきますので、それに対してどういう対応をしていくかということは大きな課題になっております。

その課題解決の1つとして、今のお話が果たして可能なのか、どんな活動できるのかというの、内部でちょっと検討を進めたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） すみません。なかなか分かりにくい質問で、大変申し訳ございませんでしたが、検討していただければありがとうございます。

それでは、3つ目の質問の再質問をお願いします。

この法律で孤独、孤立に陥るのは、人生のあらゆる段階において誰にでも生じると記されています。だからこそ対策を講じる必要があると感じております。

ここで、村民への理解という文言が出てきますけれども、地方公共団体の責務として、この村民への理解をどのように進めていくのか、お考えがあったらお聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） どのように村民の方々に意識してもらうかということでございますが、我々としては、老人クラブですとか、その他様々なところでこういうことが起きますよというようなチラシのようなものを配って、お互い声かけをしましょうとか、注意、意識していくましょうというような啓発チラシを配るなどして啓発に努めたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） ありがとうございます。

その啓発はもちろんなんですけれども、そこにプラス委託事業である重層的支援体制整備事業と併せまして、この問題はいろいろな行政の中のそれぞれの課が横断的に支援していく問題でもあると私の方では考えておりますが、ここで提案したいのは、村で様々な団体、今言ったような老人クラブ等も含めまして、取組モデルというものをつくってみたらどうかなと、ちょっと提案なんです

けれども、ただ、これは事業費も捻出しなければなりませんので、今後検討していただきたいなと思っておりますが、取組モデルをつくることによって、住民が自分たちのことは自分たちで考えようという村民の思考の変化が現れると思います。

そういう考え方を持って課内が横断的に協力し合いながら、その取組モデルというものをつくってみたらどうかなと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 今のモデルをつくるということはすごく大事なことだと思います。

ただ、それを行政でやるのか。私は前々から言っているんだけれども、集落とかコミュニティーの課題解決として、この地域でそういう地域の課題解決をする場合に、人材の支援とか、中の方での支援でもいいですし、外部からでもいいんですけども、集落支援員等を配置をして、そこに取り組もうというところには、我々もぜひ支援が必要だと思っていますけれども、まず、地元がやる気がなければ、行政が旗を振っても、これ進まない問題だと思って、まず地域でそれぞれ議論していただいて、その地域課題の中でこういった問題もターゲットにしよう、あるいは買物難民の話があるでしょうし、様々なものがありますので、まずはそういうものについて、どこか1つコミュニティーで手を挙げていただいて、七ヶ谷でもいいんですけども、手を挙げていただいてとなれば、我々ぜひ積極的に応援したいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。加藤さん。

○2番（加藤つや子君） ありがとうございます。

それでは、そういう内容を地域に投げかけていただいて、地域で考える機会を与えていただけることが必要かなと感じております。

ぜひとも、この問題については、本当に村長も先ほどおっしゃいましたけれども、難しい問題であります。

ただ、人口減少が進んでおりますので、一人でもそういうことのないような、やっぱり関川村であってもらいたいと思いますので、そのところ、協力し合いながらお願いしていきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小澤 仁君） 休憩します。14時35分まで。

午後2時20分 休憩

午後2時32分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問、順次7番、高橋正之さん。質問を許可します。

○ 7番（高橋正之君） 7番、高橋正之です。よろしくお願ひをいたします。

有害鳥獣対策について、追跡質問になります。

9月定例会議でも質問をいたしましたが、有害鳥獣対策、熊による被害は、全国的にも過去最高で、県内においても出没回数や被害も過去最高と言われております。

村でも毎日何回も広報無線で放送されており、対応に苦慮されていると思います。

そこで、有害鳥獣対策2点についてお伺いをいたします。

1つ、9月定例会議で村民の安全安心のためにもパトロール強化が必要であることを提案をいたしましたが、答弁では、週1回猟友会に委託をし、6月から11月まで実施しているということでありました。猟友会の負担が大きいため、これ以上の負担は難しいということでありました。

人員体制の面では難しいと思いますが、猟友会の人材不足という観点から、ガバメントハンターを育成することを提案したいと思います。

村長の考え方をお伺いいたします。

2点目、ジビエの解体処理場についての進捗状況を伺うんですが、11月21日の新潟建設新聞に「関川村年内に候補地選定、ジビエ解体処理場建設」ということが載っておりました。これについては、農林課の方から出したことなのか、ちょっとそれを先にお伺いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（小澤 仁君） 高橋議員、建設新聞の件は、通告されていませんでしたので、一応問うてみますが、答弁なしの場合はご了承ください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 高橋議員の質問にお答えをいたします。

初めに、ガバメントハンターの育成についてです。

議員ご指摘のとおり、今年は例年に増して熊の出没が相次ぎ、猟友会の皆様には非常に大きな負担をおかけをしております。

先ほど菅原議員の答弁でも申し上げましたが、今年の熊の出没は関川村に限らず、全国的な社会問題となっており、これまでのような、猟友会の皆様にお願いするだけでは対応し切れないことが全国的に浮き彫りになったと感じています。

このような事態を受け、国では今年の11月14日、熊被害対策等に関する関係閣僚会議を開き、緊急的対応として、自衛隊OBや警察OB等への協力要請をするとともに、短期的な対応としてガバメントハンターの入件費や資機材等の支援、そして、中長期的な対応としても自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者、ガバメントハンターの育成と熊の被害対策パッケージとして示されたところでございます。

関川村の熊の出没件数は、例年は十数件程度ですが、今年は現時点で96件となっていること、ま

た、熊の出没が多くなる年が年々増えてきているということを受けまして、国県や専門的知識を有した職員の育成等を要望するとともに、集落支援員制度などの制度を活用して、ガバメントハンターを設置できないか、県や民間団体と相談を始めたところでございます。

次に、ジビエの解体処理場の進捗状況ですが、9月定例会議におきましては、年内中に候補を選定したい旨の答弁しておりましたが、先般の検討会で村有施設であります丸山公園広場の管理棟を第1候補として選定し、具体的な検討に入ったところです。

現在は、保健所に相談しているところであります、事業開始に向けて、運営母体となる獣友会と協議をしてまいりたいと思います。

先ほどの新聞記事の内容につきましては、私も記事を見て驚いているところでございまして、その発信元は私は確認まだできません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございました。

ただいま村長の答弁の中で、自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者、ガバメントハンターの育成とありましたが、高度な捕獲技術を持つ事業者というはどういった事業者なのか、お聞きしたいと思いますが、お願ひます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問でございますが、高度な技術とか、そういったような文言がいろいろ書かれておりますけれども、まず、国の方の閣議決定でこういうようなものをパッケージとしてやっていこうということで示されたところでございまして、まだ具体的にどのようなものかというところまだこちらの方に来ておりませんので、その後情報が下りてきましたら、そのようなことも検討していくということでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございました。

それは、今後国、県から来たら、その方に進めていっていただきたいと思いますが、そのほかに、村では人材確保という意味で、何か対応策は考えておりますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 基本的には、答弁にもありますとおり、集落支援員等の制度を使った人材で新たに人数を増やすといいますか、対応できる人材を増やしていきたいというふうに考えています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございました。

先ほど菅原議員の方からも人材不足という観点から、これも今日出た話じゃなくて、前々からこ

の話は出ているので、何とか人材確保するためにも育成何とか、それこそお願ひしたいと思うんですが、今これから鉄砲持つてもらうとか、そういうところから始めなきや始まらないんだろうとは思いますけれども、銃を持っている人を的確に村の方でさつき言ったように、雇うような形ですね、それをガバメントハンターとして加えることはできないですかね。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 私どももこれから育成するとなると大変難しいということは承知をしておりますので、本当は即戦力の多く持っているよと。もっと言うのは、持っていて熊もやれるよという人がいれば一番いいですけれども、なかなかそこはいなでしようから、まず免許を持っている人に来ていただいて、それこそ猟友会の指導をいただきながら育てていくということが大事かなと思っています。

それで、先ほど集落支援員という制度言っていますけれども、要は、その人も探さなきやならないので、近隣でもいいですし、場合によっては関東の人でもいいので、そういうことをやってみようという方をまず募集をして、村の猟友会の人と一緒にになって取組ができるような人材確保をしていきたいということでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

早速募集を始めていただきたいと思いますが、先ほど菅原議員の方のお話にもありましたけれども、毎年山の実りがサイクル的に早くなっているということで、また来年は餌豊富かどうかは分かりませんけれども、だんだん熊もそれこそ人に慣れてきて、山に帰らないのが多くなってくるんじゃないかなと懸念されていますけれども、そんな意味で、足踏み状態で、人材を確保していくかないとまた第二、第三の被害が出てくるのではないかというふうに思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） おっしゃるとおりでして、熊だけじゃなしに、イノシシもかなり出てきているということで、鳥獣害被害対策は、もう少ししっかりしなきやならないということで、菅原議員のところでもお話しましたけれども、猟友会にお願いしますという段階からもう少し踏み込んだ対応をしなきやならないということで、新年度に向けて対応を考えていきたいなと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございました。

確実に進めていっていただきたいと思います。

次に、ジビエの解体処理なんですけれども、丸山公園の管理棟の施設なんですけれども、そこは、私も見せていただきましたけれども、場所としていいんじゃないかというふうに思うわけですか

ども、保健所の方にはいつ頃見ていただくような形でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求める。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいま保健所さんと協議を始めたところでございますけれども、見ていただくのは、できれば年内というふうに思っているところなんですが、こちらから、まずは見ていただけないかという話はしたんですが、いろいろな関係の図面とか、それから資料関係、運営部分も含めてになるかと思いますが、資料をそろえてということから始めたいということだったので、今その資料の作成をしているところです。

現地の確認の方については、年内ぐらいを目途にしたいなというところで考えています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございました。

年内にということで、それで、施設があるということはお金もそんなにかからないんじゃないかなというふうには勝手に思っているんですけども、この建設新聞によりますと、解体処理場、費用は4,000万円程度みたいな話になっておるんですけども、村ではそのぐらいの予算の確保というのはあるんでしょうか。お聞きします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求める。村長。

○村長（加藤 弘君） 私もあの新聞を見て、農林課長にこれおまえ書いたんじゃないかなって言つたんですけども、とってもそんな金はないので、身の丈に合った資金で実施していきたいなと。

うまくいって、拡大をすることはいいと思うんですけども、最初からあまり大風呂敷広げるんじゃないに、身の丈に合った設備で、なるべく負担が少ない形で進めていきたいなと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございました。

第一候補の丸山公園の施設というようなことで、考え方でよろしゅうございますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求める。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 猿友会さんとも話し合って、第一候補ということで決めて、まずそこで進めていきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございました。

ぜひ今年度中に決断をいただき、進めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私の質問は、これで終わります。

○議長（小澤 仁君） これで一般質問を終わります。

日程第 5、委員長報告

○議長（小澤 仁君） 日程第5、委員長報告を行います。

初めに、議会広報常任委員長から報告を求めます。委員長、加藤つや子さん。

○議会広報常任委員長（加藤つや子君）

議会広報常任委員会調査報告書

標記の委員会を下記のとおり行ったので、関川村議会会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 広報広聴会を行った日 令和7年10月1日水曜日

2 参加者

委員長 加藤つや子

委員 川崎哲也、高橋正之、菅原修、平田広

議長 小澤仁

議員 近壽太郎、鈴木紀夫

議会事務局 1名

3 場所 国指定重要文化財 渡邊邸宅

4 内容 広報広聴活動（住民懇談会の開催）

5 概要

関川村議会基本条例に則り、広報広聴活動を通じて得られる村民の多様な意見を議会活動に反映していくため、地域課題や村民ニーズを的確に把握するものです。

今回は、米沢街道地域づくり検討会の会員11名と懇談会を行いました。村の文化遺産を活かした地域づくりと新たな観光名所の整備について、活動報告と合わせて前向きで具体的な意見や提案を聴き取りました。

6 まとめ

平成22年3月に設立された米沢街道地域づくり検討会は、団体活動を通して村の財産（文化遺産、名所など）を活かした地域づくりに寄与されています。今後の活動は、お野立公園の植樹を活かした新たな観光名所の創設を提案されています。

議会の広報広聴は、把握した地域課題や村民のニーズを集約し、議会活動につなげ、その結果を村民に広報することあります。今後も継続した広報広聴活動を通じて多くの村民に、議会への関心と参画を期待するものです。

以上

令和7年12月11日

関川村議会広報常任委員会

委員長 加藤つや子

関川村議会議長 小澤 仁様

○議長（小澤 仁君） 委員長報告に対する質疑を許可します。質疑はありませんか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員長から報告を求めます。委員長、高橋正之さん。

○産業建設常任委員長（高橋正之君）

産業建設・総務厚生常任委員会調査報告書

標記の委員会を下記のとおり行つたので、関川村議会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 観察を行つた日 令和7年11月18日火曜日

2 参加者

産業建設常任委員会 高橋正之、平田 広、川崎哲也、近 敬志

総務厚生常任委員会 加藤和泰、近 壽太郎、加藤つや子、鈴木紀夫、小澤 仁

3 観察の場所 東京電力柏崎刈羽原子力発電所

4 観察内容 発電所の状況について

5 観察概要

・原子力発電所の安全確保について

・福島第一原子力発電所の事故と教訓について

・新規制基準への対応及び福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた想定を超える危険に備える対策について

6 観察内容

到着後発電所の概要と安全対策について説明を受けた後、装備品を着用し原子炉模型を使って、発電の仕組みなど説明を受けた。その後発電所構内へ移動し、発電所の設備や安全対策の実施状況について説明を受け、防護区域へ立ち入り手続きを行い、6号機建屋にて原子炉オペレーティングフロア、タービンオペレーティングフロア、通路よりフィルタベント設備を観察し、パネルにて中央制御室の説明を受けた後、発電所構内を回り観察を終了した。

ちなみに、敷地面積は127万平方メートルでありました。

以上

令和7年12月11日

関川村議会産業建設常任委員会

委員長 高橋 正之

関川村議会総務厚生常任委員会

委員長 加藤 和泰

関川村議会議長 小澤 仁様

○議長（小澤 仁君） 委員長報告に対する質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

日程第 6、議案第74号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7、議案第75号 関川村議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8、議案第76号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9、議案第77号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第10、議案第78号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第11、議案第79号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第12、議案第80号 関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第6、議案第74号関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例から、日程第12、議案第80号関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例まで、以上7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第74号から議案第80号までの7議案は、国の人事院勧告に倣い、村の一般職員などの給与及び手当、議會議員及び特別職の手当を改定するものです。

詳細は総務課長に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 議案第74号から80号について、別刷りの資料で説明します。

資料につきましては、議案第80号の後、81号の手前につづられております令和7年12月定例会議議案第74から80号説明資料（給与改定）という資料ですので、ご覧ください。

それでは、説明させていただきます。

国では人事院勧告を受け、民間給与との格差を解消するため給与改定を行います。今回の改定は、村でも国に倣い、月齢給及びボーナス、通勤手当を引き上げるものです。

1、給与表の改定をご覧ください。

適用日は令和7年4月1日になります。

（1）行政職給与表については、議案第77号における改定ですが、初任給において、大卒程度は月1万2,000円、高卒程度で1万2,300円をそれぞれ引上げ、そのほかの職員についても若年層職員に重点を置いた上で全年齢層で引上げを行います。

（2）は、技能労務職と医療職、こちらは診療所の医師になります。そして、特定任期付職員のそれぞれの給与表についてですが、行政職給料表との均衡を基本として引き上げます。

議案第74、78、79号において改正をしております。

次に、2、期末・勤勉率の改定についてです。

一般職員、暫定再任用職員、会計年度任用職員、定年前再任用短時間勤務職員については期末・勤勉手当を、特別職などについては期末手当をそれぞれ年0.05月引き上げるものです。

一般職の支給月数の表をご覧ください。

議案第77号における改定です。令和7年度については、12月期の期末・勤勉手当のそれぞれを0.025月、計0.05月引き上げます。令和8年度以降については、6月期の期末・勤勉手当のそれぞれを0.0125月、計0.025月、12月期も同様に期末・勤勉手当のそれぞれを0.0125月、計0.025月、年合計で0.05月引き上げます。

次に、暫定再任用職員、会計年度任用職員、定年前再任用短時間勤務職員の支給月数です。議案第77、80号における改定ですが、こちらも一般職員同様に、令和7年度の12月期で期末・勤勉手当をそれぞれ0.025月、令和8年度以降の各期期末・勤勉手当で0.0125月引き上げ、年合計0.05月引き上げるものです。

続いて、特別職等の支給月数です。議案第74、75、76号における改定ですが、令和7年度の12月期で期末手当を0.05月、令和8年度以降の各期期末手当で0.025月引き上げ、年合計0.05月引き上げるものです。

裏面をご覧ください。

3、通勤手当額の改定は、議案第77号における改定になります。

民間の支給状況などを踏まえ、手当月額などを2段階で改正するものです。

最初に、令和7年4月1日からの適用になりますが、現行の距離区分において200円から7,100円の幅で引上げを行います。

続いて、令和8年4月1日からは、片道55キロ以上60キロ未満までの額に変更はありませんが、片道60キロ以上が上限だったものを片道100キロ以上を上限とし、新たに5キロ刻みで距離区分を新設するものです。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑は、議案第74号から議案第80号まで一括して行います。質疑はありませんか。10番、鈴木さん。

○10（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。期末・勤勉手当の率ですが、12月期で令和7年度1.05、12月期で上げて、翌年になると下げるというようなことであります。これは、令和8年度で6月期と12月期で分けるような形で、ならすということでよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） お見込みのとおりでございます。

○議長（小澤 仁君） ほかに質疑ありませんか。10番、鈴木さん。

○10（鈴木紀夫君） 行政職員、初任給で大学卒程度は月1万2,000円、高校卒業程度は1万2,300円と、若年層に重点を置いたというようなことであります。給与の一部を改正する条例の部分で、高校生が1級5号で始まっているわけですけれども、その前の1級1から4までありますが、これは誰に対して充てる号となっているか教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 今ほどの給与表、議案第77号の新旧対照表の3ページ目にございます表で、一番左から2列目のところに号給とございます。鈴木議員の聞かれた、その5号給というのがその2列目の5とあるところでございまして、ここから高校生卒業程度の給与になるわけですけれども、その手前の1から4につきましてというところでございます。

こちらは、降任など、そういったときがございましたら、使われるというもので準備してあるものです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。そのほか質疑ありますか。3番、川崎哲也さん。

○3（川崎哲也君） 川崎です。説明資料の2ページ目の通勤手当額改定のところなんですか。通勤片道60キロ以上の通勤手当が出るところなんですが、実際にそういう職員はいらっしゃるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 現在はございません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第74号から議案第80号まで7件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第74号議案第80号まで7件については委員会付託を省略します。

これより議案第74号の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

これより議案第75号の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

これより議案第76号の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

これより議案第77号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

これより議案第78号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

これより議案第79号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

これより議案第80号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第81号 新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について

○議長（小澤 仁君） 日程第13、議案第81号新潟県市町村総合事務組合の規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第81号は、新潟県市町村総合事務組合の規約の変更についてです。

詳細について総務課長に説明させますので、よろしくお願ひします。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） それでは、議案第81号新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について説明します。

今回の変更は、地方自治法第286条第1項の規定により、規約変更の協議があつたものです。

4枚目になりますでしょうか、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

別表第2の4の項で規定する職員の採用試験及び昇任試験に関する共同処理事務について、村上市及び南魚沼市から令和8年3月31日をもって脱退したい旨の申出があつたため、その事務の構成団体から2市を削るもので

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、平田さん。

○9（平田 広君） 9番、平田です。

これを見ると、村上市が脱退するような格好、外れるような格好ですね。南魚沼市を加えるというようなことが説明にあるんですけれども、この次の新旧対照表を見ますと、「加える」んだけれども、南魚沼市、旧で載っていて新には上がっていないんですが、「加える」でいいんですか。どっちが正しいのか教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。

休憩します。

午後3時15分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま村長から、審議中の議案第81号について、内容の訂正の申出がありました。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第81号新潟県市町村総合事務組合の規約の変更についてでございますが、内容の訂正をいたしたいと存じます。

内容につきまして、総務課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） それでは、訂正のお願いでございますけれども、添付した資料にございます別紙という資料でございます。表題が新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約というものでございまして、その本分の4行目「、南魚沼市」を加えるとございます。この「加える」を「削る」に訂正をお願いしたいと思います。

○議長（小澤 仁君） ただいま村長から申出のありました内容の訂正についてを議題とします。

これを許可することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。

したがって、議案第81号の議案の訂正については可決されました。

しばらく休憩します。

午後3時31分 休憩

午後3時32分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

そのほか質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第81号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第81号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第82号 村上市と関川村との間の急患診療所事務の委託に関する規約の変更について

○議長（小澤 仁君） 日程第14、議案第82号村上市と関川村との間の急患診療所事務の委託に関する規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第82号は、村上市と関川村との間の急患診療所事務の委託に関する規約の変更についてです。

詳細につきまして、健康福祉課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） それでは、議案第82号村上市と関川村との間の急患診療所事務の委託に関する規約の変更について説明させていただきます。

これは、現在村上市で平日夜間と休日の診療を行っていただいているが、それを休日の診療のみとして、平日夜間の診療は、村上総合病院で統合して行うということに伴う改正でございます。

これによりまして、初期医療から二次医療へスムーズに移行できるという住民の方のメリットを考慮しての変更でございます。

新旧対照表をご覧ください。

まず、表題につきまして、村上市と関川村との間の休日急患診療所事務の委託に関する規約ということで変更させていただきます。

同じように、第2条、第4条第2項の言葉についても「休日」を入れさせていただくものでございます。

続きまして、次のページめくっていただきまして、第4条第3項につきまして削る、同じく、附則の第3項につきましても削るとございます。これは、今回の改正に伴いまして見直しを行ったところ、これは削除するという協議の形で決まったものでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第82号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第82号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第82号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第83号 令和7年度関川村一般会計補正予算（第6号）

○議長（小澤 仁君） 日程第15、議案第83号令和7年度関川村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第83号は、令和7年度関川村一般会計補正予算（第6号）です。

今回は、松平太陽光発電所の事業実施の目途が立ちましたので、補助金約2億7,600万円について計上しております。

なお、この補助金は全額国の補助で賄うこととしております。そのほかの補正事項を含め、具体的な内容は総務課長に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） それでは、議案第83号令和7年度関川村一般会計補正予算（第6号）について説明します。

令和7年度関川村の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,450万円を追加し、総額をそれぞれ71億4,360万円とするものでございます。

第2条につきましては、地方債の補正でございます。

歳出から説明をさせていただきます。

13ページをご覧ください。

先ほど議決いただきました給与改定の関係も盛り込んでございます。既決予算で不足するものについて増額補正をしておりますけれども、給与に関しましては省略して説明をさせていただきます。

14ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費10節需用13万5,000円です。こちらは消耗品でございまして、庁舎工事に係る執務室移動に伴う通信機器、パソコンの通信機器の購入を予定してございます。

13節使用料及び賃借料462万円、ガバメントクラウドシステムの使用料でございまして、当初の見込みより早くガバメントクラウドに接続して作業が必要となったため増額してございます。こちらは全額国の補助となります。

4目財産管理費10節需用費15万円、庁舎工事による執務室移動に伴う1階コピー機の移動費になります。

14節工事請負費730万円、庁舎の非常用照明器具が建設当初のものであり、庁舎の省エネ工事と合わせてLED化するものです。脱炭素の補助金は対象外のため、庁舎管理基金で対応することとしてございます。

24節積立金3万5,000円、災害復旧関係寄附金などを充当するものでございます。

7目地域振興費10節需用費30万円、光熱費高騰などにより光電寮と光電交流館について補正するものです。

12節委託料37万4,000円、庁舎工事の執務室移動に伴うものでございまして、システム移設作業委託料26万4,000円は、戸籍システムの移動などを委託するものです。清掃業務委託11万円につきましては、保健センターのじゅうたん洗浄を委託するものでございます。

次のページ、18節負担金補助及び交付金2億8,103万8,000円です。生活交通確保対策運行費補助金490万9,000円につきましては、路線バス運行経費増によるものでございます。脱炭素先行地域づくり事業費補助金2億7,612万9,000円は、松平太陽光発電事業に対する補助金で、民間事業者の事業費約4億1,400万円の3分の2を村が補助するものでございます。なお、この村の補助金につきましては、全額国補助となってございます。

次のページに行っていただいて、3款1項1目社会福祉総務費10節需用費24万円、地域福祉計画、地域福祉活動計画の印刷製本費でございます。

次のページで27節繰出金319万円、国保会計への操出金でございます。子育て支援金制度システム改修費について、国保会計の6月補正で計上を行いましたが、一般会計で受け入れる必要があることが分かったため、今回補正するものでございます。

2目老人福祉総務費、2節給料から4節の共済費、こちらにつきましては、給与改定のほか、12月1日から保健師を採用した分についても補正してございます。

18節負担金補助及び交付金350万円、重点支援地方創生臨時交付金事業を活用したもので、高齢者福祉施設電気料高騰支援事業補助金を予定してございます。

27節操出金100万円は、介護保険特別会計への操出金で、給与改定によるものでございます。

5目国民年金事業費12節委託料31万9,000円、国民年金システムの改修業務委託料でございまして、所得税法及び地方税法の改正により、特定親族特別控除が創設されたことに伴い、改修を行うものです。全額国の委託金で賄われます。

2項1目児童措置費、こちらはいずれも県の放課後児童クラブ等支援交付金事業を活用するものでございます。

17節備品購入費60万円、こちらは令和8年度開始予定のオンライン学習のための機器購入でございます。

18節負担金補助及び交付金40万円、令和7年4月から令和8年3月までの利用料を1日当たり100円を補助し、保護者の負担軽減を図るものでございます。

2目保育園管理費10節需用費200万円、保育園の消雪パイプの修繕費でございます。

12節委託料132万円、保育園広域入所委託料で、実績に伴う増になります。

次のページ、4款1項2目保健推進費22節償還金利子及び割引料9万9,000円、令和6年度の健康新進事業費補助金の精算返還金になります。

3目予備費22節償還金利子及び割引料119万4,000円、感染症予防費、こちらは風疹抗体検査事業になりますが、22万5,000円、虫歯予防費32万6,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費64万3,000円、それぞれ令和6年度の精算による返還金になります。

3項1目簡易水道費18節負担金補助及び交付金300万円、重点支援地方創生臨時交付金を活用し、電気料高騰に対し補助するものでございます。

続いて、5款1項、ページめくっていただきまして、21ページ。

3目農業振興費10節需用費30万円、熊スプレーなどの購入費でございます。全額県補助でございます。

17節備品購入費180万円、箱わななどの備品の購入になります。こちらも全額県の補助になります。

18節負担金補助及び交付金1,439万2,000円、農林水産業総合振興事業補助金939万2,000円は、事業者の収量マッピング付コンバイン導入に対する補助で、補助率は10分の5.5、村が補助を行います補助金に対しましては、県から100%補助となってございます。村有害鳥獣被害防止対策協議会負担金100万円、熊の捕獲費用の追加でございます。中山間地域等直接支払交付金400万円は、対象農地と加算取組追加に伴う増で、補助率は国が2分の1、県が4分の1、村が4分の1となります。

次のページ、7目農業農村整備事業費12節委託料200万円、ため池防災事業の関係でございまして、地質調査分につきましては200万円の減、事業計画分につきましては400万円の増になります。

22節償還金利子及び割引料23万1,000円、多面的機能支払交付金の過年度分精算返還金になります。

4項1目治山事業者費14節工事請負費400万円は、下関地区林地崩壊復旧工事の湧水対策に伴う増嵩によるものでございます。

6款1項2目商工業振興費18節負担金補助及び交付金25万円、商工会の歳末大売出事業に対する補助金です。

4目施設管理費10節需用費50万円は修繕料でございまして、予算不足に伴う増です。

続きまして、24ページ、次のページをご覧ください。

7款2項2目道路橋りょう維持費10節需用費960万円、除雪車などの修繕料が不足するため増額するものです。

3項2目治水砂防費18節負担金補助及び交付金300万円は、南赤谷急傾斜地崩壊防止対策工事に対する県負担金の増になります。

次のページ、9款1項教育総務費2目事務局費7節報償費1万5,000円は、教育支援センター相談員の単価引上げに伴う増です。

2項小学校費1目学校管理費7節報償費3万3,000円は、書写書道教育指導員及び指導員補助の単価引上げに伴う増でございます。

3項中学校費1目学校管理費10節需用費66万円、令和8年度入学予定者に対する配慮が必要なため、階段に手すりを設置するものです。

11節役務費1万円、Wi-Fiの環境改善に伴い、プロバイダーの回線追加が必要になったため補正するものでございます。

次のページ、12節委託料8万3,000円、12月から太陽光発電所が稼働することに伴い、電気設備保安委託料が増になるものでございます。

4項1目社会教育総務費1節報酬22万円、統括コーディネーターの業務量増に伴うものでございます。

次のページで、5項3目給食費18節負担金補助及び交付金40万1,000円、重点支援地方創生臨時交付金事業を活用し、物価高騰に対する給食材料費負担金の増額をするものでございます。

ページ戻っていただきまして、歳入を説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

歳入、10款1項1目地方交付税7,021万円の減です。防災タブレットの事業で、防災無線分は特別交付税の対象外であることが判明したため、その分を減額し、緊急防災・減災事業債で対応するものでございます。

14款2項1目総務費国庫補助金では、デジタル基盤改革支援国庫補助金で462万円ですが、ガバメントクラウドの使用料への補助になります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金514万2,000円は、福祉施設、水道、学校給食費補助に対するものでございます。

2目民生費国庫補助金、クリーンエネルギー自動車導入促進事業国庫補助金で57万4,000円、地域包括支援センターのEV車リースへの補助になります。

3目衛生費国庫補助金、脱炭素先行地域づくり事業国庫補助金で2億7,612万9,000円、松平太陽光発電への補助になります。

3項2目民生費委託金、国民年金事務委託金31万9,000円は、国民年金法施行令などの改正に係るシステム改修に対する補助で、10分の10の補助でございます。

15款1項2目民生費県負担金、子ども・子育て支援事業県負担金409万7,000円は、子ども・子育て支援金制度のシステム改修に対するものでございます。

2項2目民生費県補助金、放課後児童クラブ等支援交付金で100万円、学童保育所の設備整備、利用料軽減に対するものでございます。

4目農林水産業費県補助金、農業費県補助金で、中山間地域等直接支払交付金245万3,000円は、対象農地などの追加によるものです。中山間地域等直接支払推進事業交付金40万1,000円は、事務費に対する補助になります。農業農村整備事業県補助金200万円、これはため池防災事業に対する補助になります。かん水用機械等整備対策事業県補助金50万円は、農業渇水事業に対する補助で、歳出につきましては、7月の臨時会議で補正をさせていただいております。環境保全型農業直接支払推進交付金10万円は、事務費に対する補助です。農林水産業総合振興事業県補助金939万2,000円は、収量マッピング付コンバインの村補助金に対するものでございます。アーバンベア捕獲緊急支援事業県補助金210万円は、熊対策の備品、消耗品の購入に対するものでございます。

3節の治山事業費県補助金129万円につきましては、下関地内林地崩壊復旧工事の工事費増に伴うものでございます。

17款1項1目寄附金、こちらは一般寄附金で3万円、住民からの寄附になります。災害復旧指定寄付金3万5,000円は、胎内市赤十字奉仕団、それと新潟ビール醸造などからの寄附でございます。

次のページ、18款1項1目積立金基金繰入金3節庁舎管理基金繰入金730万円、庁舎非常灯更新工事の財源として繰り入れるものでございます。

4節むらづくり総合対策基金繰入金3,009万円の減でございます。防災タブレットの措置裏分を減額するものでございます。

19款1項1目繰越金、前年度繰越金で5,294万8,000円。

20款6項2目雑入、電気工作物保安管理業務委託費受入6万3,000円、こちらは、中学校の太陽光発電の電気設備保安委託料分を関川ふるさとエネルギーから受け入れるもので、多面的機能支払交付金過年度返還金受入で30万7,000円です。

21款1項1目総務債1節総務管理債、こちらは、防災行政無線整備事業、防災タブレット事業の防災無線分の対応でございまして、1億30万円。

4目農林水産業債2節林業債70万円は、下関林地崩壊工事の対応でございます。

土木債3節河川債の300万円は、南赤谷急傾斜工事に対する県負担金の対応となってございます。

またページを戻っていただきまして、7ページをご覧ください。

第2表 地方債補正、こちらは、起債の限度額の変更でございます。

総務管理債の限度額を変更して3億9,170万円とするものでございます。

河川債につきましては、600万円とするものでございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） お諮りします。会議規則第9条第22項の規定により、本日の会議時間を審議終了まで延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、審議終了まで会議時間を延長することに決定しました。

提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。先ほどの説明で、路線バス運行経費の増による補助というふうにお聞きしたんですけども、これは業者さんの方から何か要望があって支出するものなのかお聞きしたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） こちらにつきましては、精査に基づいて村から赤字補填分出すものであります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 当初、年間で契約している分があると思うんですけども、そのほかに赤字分という理解でよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） これは、事業を行っている間で燃料費、それからあと人件費、償却費用が増えたということで、今回精査に基づいて村から補填するものとなっております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 人件費というのは、恐らく10月に最低賃金が上がったりとかというところでの話なのかもしれないんですけども、燃料費については、恐らく年度当初にはじき出している料金からそんなに燃料が上がっていなないのかなと思います。

それから、償却費というものについて、ちょっと理解ができないので、詳しく説明いただきたいんですが。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求める。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） まず、今回経費が増えた要因としては、3点ございまして、まず1つ目が新潟交通さんの方で廃止代替の受託か、それからあと路線バスの撤退によって実車の走行距離というのが大幅に減少しております。対前年度比で35%まで落ちているという報告受けております。

これによって、1キロ当たりの経常費用が大幅に上がったということがまず1つ。

それから、2点目としましては、令和6年4月1日に運転士、それから事務員の人工費をアップしたということで、この路線バスの事業年度というのは毎年10月から9月になっております。今回この令和6年の10月1日から今年の3月末までの分ということで、人工費のアップの分、これが2点目になります。

3点目については、車両購入7台購入、令和6年度ですかね、7台購入したと聞いてまして、こちらの償却費用ということで増えた経緯がございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございました。

お聞きすると、自分のところの社員の人工費が増えたからといって、まずお金を出してくれというふうに聞こえてくるような気がするんですけども、4月に契約をなさったんでしょうけれども、その時点である程度それらも加味して契約するべきなんじゃないかなというのが私の考えなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求める。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） こちらにつきましては、補助事業の制度上、その制度要綱にのっとって精算、お支払いしているものとなりますので、そこはご理解いただければと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） それでは、その償却の部分、車両7台購入した償却とかとお聞きしたんですけども、関川村で運行しているのは大型バス2台というふうに認識しているんですけども、7台分の償却が何で関川村にこうかぶさってくるのかということをお聞かせいただきたいんですが。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求める。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） これは、7台というのは、村で7台というのではなくて、新潟交通さんの中で7台。令和6年度で購入した。

その中で関川村に該当する分と言えばいいんでしょうか。その分が上乗せされているという認識になります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 少し理解に苦しむところもあるんですけども、そうすると、それらの経費が増えたのでというと、年間年度当初に契約する金額ってあったと思うんですけども、2台で幾らとかという、それはそうではなかったんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） これは、路線バス、コミュニティーバスではなくて、路線バスに係る分になりますので、特段契約とかというのではなくて、あくまで事業者の方から補助金の交付申請ということで、要望額ということでいただいて、それで、村の方で一旦お支払いしていると。

それが9月末をもって精算という形を取っているものとなっております。

○議長（小澤 仁君） 9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 9番、平田です。確認の意味でいろいろ教えてください。

9ページの下の方で細節、中山間地域等直接支払の関係で40万1,000円上がっていますけれども、基準額の50万1,000円で、補助金が補助率10分の10になっているんですけども、10分の8の間違いないじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。

休憩します。

午後4時05分 休憩

午後4時06分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 紛らわしい表現だったかもしれません、基準額50万1,000円、こちらの方は10分の10の補助で間違いはないんですが、既決額が10万円ございまして、それで50万1,000円から10万円引いて40万1,000円ということでございます。すみません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 9番、平田です。もう3点ほどお聞かせください。

15ページ、上方の脱炭素先行地域づくり事業費補助金ですが、2億7,612万9,000円、これ松平地区ということだけで、場所は畜産団地の裏、どの部分ですか。どの辺になるんですか。教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

資料の配付の申出がありましたので、休憩します。

午後4時07分 休憩

午後4時08分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 松平太陽光発電所の設置概要について、その配置図を今ほどお配りさせていただきました。

松平畜産団地を建物を挟んで北側と南側ということでパネルの配置が計画されております。

太陽光発電所の俯瞰した3D画像を添付させていただいております。これを基本として、現在交渉を進めておるところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） これについては了解しました。

次、もう3点ほどお伺いします。

21ページ、補助金の関係で、細節12の農林水産業総合振興事業補助金の関係で939万2,000円計上されていますけれども、先ほどの説明ではコンバインという内容の説明がありました。10分の5.5ですか、県の補助金と村の補助金足して5.5ということは、大体倍ぐらいになりますので、1,800万円ぐらいの金額になるんですけども、コンバイン1台なのか2台なのか、あるいはもっと大きな機械なのか、その辺お教えください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） この補助で予定しているコンバインにつきましては、普通型コンバイン、俗称といいますか、汎用コンバインでございまして、1台です。117馬力のちょっと大きめのコンバインということで、1,800万円ほどのコンバインになります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。平田さん。

○9番（平田 広君） 了解しましたけれども、購入する先はどこの法人なのか教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 購入先といいますのはメーカー名とすれば、ヤンマーの機械を予定しております。

購入する人というのは、今のところ上野新農業センターを予定しています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） はい。了解しました。

それと、その下のその他負担金で、村有害鳥獣被害防止対策協議会負担金100万円ですか、熊の関係で、昨日も長岡市が新聞に出ていましたし、おとといは新発田が新聞に出ていたんですけども、みんな1時間当たりの日当とか、1時間当たり1,500円とか、それと報酬として8万円とか2万円とか5万円とか、様々なそれぞれの市町村で違うんですけども、もしこの100万円の中でそ

れらをわかつたら教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求める。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 自治体の中で様々な対応をされて、金額、そういったものを手当とかいろいろな形で計上されているかと思いますけれども、関川村の場合では、猟友会さんとお話をして、1頭当たり2万円掛ける50頭ということで予算化をさせていただいております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 新聞を見ると、5万円とか8万円とか、それでもまだ困難だし、危険が伴うと。みんなここでまた検討していきたいというふうな答弁されているんですね。ちょっと安過ぎるんじゃないかな。大丈夫ですかね。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求める。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） この1頭当たり2万円というのは、猟友会さんとお話をして決めた金額でございますので、様々な自治体での対応はあるかと思いますけれども、猟友会さんとも了解した金額ということでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 報償の方は分かったんですけども、もう1件、日当をよそは出ているんですけども、1時間当たりいくらというようなことで、その辺は議題に上らなかつたんですか。猟友会との話合いで。村から頼むわけですから、特に危険だし、そういうので頼んだら日当も出しますよということでよそはしているみたいなんですけれども、関川村ではどういうふうになっているのかお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求める。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） この捕獲に対する日当につきましては、その前段でおりを設置するとか、そういったところでは1日当たり4,000円の日当で、時間割りし、計算させていただいております。ただ、この駆除に対するのは、日当なり、全部含めて1頭当たり何円ということでお話をさせていただいております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） それは、猟友会とも話はしていますのは分かりました。

もう1点、22ページなんですが、下関地区の林地崩壊復旧工事、増工400万円上がっていますけれども、当初700万円、補正で400万円、結構パーセントも約6割近く上がっているんですが、その内容ちょっと教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求める。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 増工になった理由につきましては、崩壊部分でちょうど両脇になりますけれども、湧水がありまして、どうにも法面が安定しないというところで、下段にふとんかごを3

段、9メートル設置しながら、また、その水が出てきたことに伴いまして、よりその法面の復旧面積が増えまして、そういうた關係で200平米ぐらい増えたんですね。

そういうことで増工になっております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） すみません。今のこれ、林道新関沢線でいいんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） そのとおりです。新関沢川線沿いの崩壊防止の工事でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。19ページお願いします。

3目予防費なんですが、感染症予防費、虫歯予防費、コロナワクチン接種事業費、この返還金なんですが、これ対象者というのは大体の人数は決まっているので、どれぐらいお金かかるかというのも予測がつくと思うんですけども、今回110万円の返還となった理由を教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 想定をしていた回数ができなかった、もしくは想定100人を見ていたんですけども、実際19人しか受けなかったということでございます。

事業費が上がらなかつたため補助金を返すというところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 予防接種か何かをしなかつた人が想定より少なかつた理由は分かりますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 正直、個人の受けるところでございますので、その理由までは把握してございません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 2番、加藤です。26ページお願いします。

中学校費なんですが、手すりの設置ということで66万円上げられていますが、手すりの設置場所を確認したいんですが、お願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） お答えします。

関川中学校の普通教室棟の東西、東側と西側の階段の左側に設置する予定です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。2番、加藤さん。

○2番（加藤つや子君） すみません。そこの手すりの設置だけで大丈夫なんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 学校の方からそれで大丈夫だということで聞いております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。18ページお願ひします。

2目保育園管理費12節委託料、説明で保育園広域入所委託料132万円、これ対象者何名でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 2名です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。5番、近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 5番、近です。24ページの道路除雪対策費なんですけれども、まだほとんどの業者が除雪に入っていないと思うんですけれども、もう修繕料が上がってきてるので、内訳をお願いします。

○議長（小澤 仁君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） こちらの補正については、令和6年度大雪でありまして、その後今回稼働する前の点検で整備が大分必要になったということで、今回補正をさせてもらう金額となります。

○議長（小澤 仁君） 休憩します。

午後4時21分 休憩

午後4時22分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を終わります。

そのほか。平田さん、いいですか。4番、近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） 4番、近です。18ページをお願いします。

一番上、放課後児童対策事業でP C、液晶テレビ、ケーブル購入ありますけれども、全部で何セット購入になりますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 1セットです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

今近議員から質問ありました備品購入費のところで、1セットというような答弁でしたけれども、P C、液晶テレビ、HDMIケーブル、これはP Cを液晶テレビにつないで何をするような目的で購入されるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） インターネットで受講できる番組を受けたいということで、まずパソコンでインターネットを受けて、それをケーブルでテレビに映し出すということです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 21ページ、10節需用費、有害鳥獣駆除対策事業費、スプレーの購入というふうに説明がございましたけれども、これ今回当初予算でスプレー購入されているわけですけれども、それ使い果たしてしまったということでしょうか。

それとも、新たに増設で揃えたんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 今までのものを使わずに、新たに追加してということになります。

一応今のところ、当初で8本購入しまして、追加で20本で合計28本の在庫という形になる予定です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） スプレーなんだけれども、使い道は職員が警戒に当たった場合の職員用という形で、村民だとか、あと学校関係、そういうところに配布するものではないんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） これは、あくまでも県の補助事業で、緊急銃獣といいますか、これから熊の捕獲に必要なものとして購入するものです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 同じページの備品購入費で有害鳥獣駆除対策事業費、わなを購入ということで、これは熊用だとは思うんですけれども、何個購入する予定でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 新たに5個を予定しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） その5個は、来年に向けた5個という形でよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） これは、県の方の補助事業になっておりまして、令和7年11月20日から令和8年1月末までのものに対してということになります。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 24ページ、下の方にあります説明の部分の急傾斜地崩壊防止工事負担金、これ場所はどこになるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

- 建設課長（渡邊隆久君） 繼続事業で県の方で実施しております南赤谷地内となっております。
- 議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。
- 10番（鈴木紀夫君） 26ページ、学校管理費の部分で、修繕料という66万円、これ入学予定者……、説明ちょっとよく分からなかったので、もう一度教えてもらってよろしいでしょうか。
- 議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。
- 教育課長（熊谷吉則君） 令和8年度に中学校の方に入学してくる配慮の必要な方のために手すりを設置することで66万円になります。
- 議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。
- 10番（鈴木紀夫君） その方は、恐らく障害を持たれている方というふうに認識しているんですけども、肢体不自由なのか、弱視の方なのか、それとも両方なのか教えてください。
- 議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。
- 教育課長（熊谷吉則君） 肢体不自由の生徒でございます。
- 議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。
- そのほか質疑ありませんか。平田さん大丈夫。いいですか。
- （「ありません」と呼ぶ者あり）
- これで質疑を終わります。
- ただいま議題となっています議案第83号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。
- したがって、議案第83号については委員会付託を省略します。
- これより討論を行います。討論はありませんか。
- （「ありません」と呼ぶ者あり）
- 議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。
- これより議案第83号を採決します。
- お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。
- したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第84号 令和7年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（小澤 仁君） 日程第16、議案第84号令和7年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算

(第2号) を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長 (加藤 弘君) 議案第84号は、令和7年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号) でございます。

具体的な内容は健康福祉課長に説明させます。

○議長 (小澤 仁君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長 (田村清洋君) それでは、議案第84号令和7年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号) について説明させていただきます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ860万円を追加しまして、歳入歳出も6億7,630万円とするものでございます。

中身につきましては、206ページをご覧ください。

歳出から説明させていただきますが、県から頂いておりました交付金を実績に応じまして返還するものでございます。860万円近く返すという形になります。

歳入の方をご覧ください。

まず、先ほども一般会計でも説明がありました当初特別会計で引き受けると想定していたものが村経由でこちらの方に入ってくるということになりまして、その部分の組替えでございます。

7款繰越金860万円を計上して、歳出に充てるという形でございます。

以上です。

○議長 (小澤 仁君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長 (小澤 仁君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第84号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (小澤 仁君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第84号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長 (小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第85号 令和7年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（小澤 仁君） 日程第17、議案第85号令和7年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第85号は、令和7年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

具体的な内容は健康福祉課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） それでは、議案第85号令和7年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれに100万円を追加し、総額9億4,360万円とするものでございます。

中身につきましては、405ページをご覧ください。

まず、歳出から説明いたします。

先ほどの議案にもありましたとおり、人件費のベースアップに伴う金額を計上してございます。

続きまして、1ページ戻っていただきまして、歳入のところです。

繰入金として村から100万円頂くものでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第85号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第85号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第86号 令和7年度関川村下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（小澤 仁君） 日程第18、議案第86号令和7年度関川村下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第86号令和7年度関川村下水道事業会計補正予算（第2号）です。

具体的な内容は建設課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 議案第86号令和7年度関川村下水道事業会計補正予算（第2号）です。

801ページをお願いします。

収益的収入及び支出に48万円を追加するものです。

803ページをお願いします。

支出の1款1項3目総係費ですが、既決予算3,377万円に48万円を追加しまして、合計3,425万円、内訳は、給与改定による増となっております。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第86号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第86号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第87号 令和7年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（小澤 仁君） 日程第19、議案第87号令和7年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第87号は、令和7年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）です。具体的な内容について建設課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） それでは、議案第87号令和7年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）です。

901ページをお願いします。

収益的収支及び支出の収入の部に300万円を追加し、支出の部に50万円を追加するものです。

903ページをお願いします。

収入の部1款2項1目他会計補助金、既決予算額7,000万円に補正額として300万円、合計7,300万円とするものです。こちらについては、一般会計でも説明ありましたとおり、電気料高騰分として300万円を追加するものです。

支出の部1款1項4目総係費ですが、こちらの方は既決予算額1,828万8,000円に補正額として50万円、合計1,878万8,000円、こちらについては給与改定によるものです。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第87号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第87号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第20、同意第 3号 関川村監査委員の選任につき同意を求めるについて

○議長（小澤 仁君） 日程第20、同意第3号関川村監査委員の選任につき同意を求めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 同意第3号は、関川村監査委員の選任につき同意を求めるものです。

現在務めていただいている中東雅彦さんが任期満了をもって退任されることになりました。

その後任に下関の佐藤潤一郎さんを選任したいというものです。

なお、任期は令和8年4月1日から4年間です。

佐藤さんの略歴につきましては、お配りしておりますのでご覧ください。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

佐藤潤一郎さん、今現在北新潟農業協同組合の監事をされているということで、来年の3月でお辞めになって今回監査をされるような形に進むんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 農協の方はそのまま続けて、非常勤ということでございまして、村の監査委員併任という形になります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） では、監事を続けながら、時間を調整しながら村の監査をされるという考え方

でよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求める。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） そのとおりでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています同意第3号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、同意第3号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより同意第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

日程第21、発議案第2号 関川村建築物等における不良な生活環境の解消に関する条例の制定について

○議長（小澤 仁君） 日程第21、発議案第2号 関川村建築物等における不良な生活環境の解消に関する条例の制定についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。10番、鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） ただいま上程されました議案、関川村建築物等における不良な生活環境の解消に関する条例につきまして、その提案理由と条例の概要を説明申し上げます。

近年村内にて建築建物や敷地における物の放置、堆積や雑草の異常な繁茂による周辺住民の生活環境の著しい悪化や火災による延焼の危険性などの問題が発生しております。

村にはごみに関する条例が幾つかあります。空き家を対象とした空き家等の適正管理に関する条

例をはじめ、廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例、関川村ごみの散乱防止条例、関川村公害防止条例、これらは一般廃棄物処理に関する基本ルール、公共の場での散乱防止、事業活動に伴う公害の防止を目的としたもので、既存の条例では間接的に問題の一部には対応できますが、私有地内に堆積され、住民が所有権を主張するものに対する強制的な対応や福祉的な支援を伴う是正措置を講ずるには、いずれも法的根拠として不十分です。

そのため、建築物等における不良な生活環境の対象に関する条例が必要となりました。

本条例は、不良な状態を解消し、村民の皆様の良好な生活環境と安全を確保するために村として必要な権限と対策を確立することを目的とし、このたび提案させていただきました。

次に、条例の概要を説明いたします。

1条と2条については、今ほどの趣旨説明を明文化したものです。

3条では、不良な状態の解消は自助努力と相互協力を原則とした基本方針について記されています。

4条から7条に関しましては、関係者個々が目的達成のための責務について、8条でこれら個々の相互協力について定めております。

9条から14条は、不良な状態を解消するため段階的かつ福祉的な視点も考慮した措置を講ずることができるよう規定いたしました。

調査、報告の要求。条例の施行に必要な限度において、堆積者または所有者等に対し報告を求め、または立ち入って調査を行うことができます。

助言または指導。不良な状態にあると認めるとときは、堆積者または所有者等に対し解決に必要な助言または指導を行います。

勧告、助言、指導にもかかわらず解消されない場合、関川村生活環境保全審議会の意見を聞いた上で、相当な期間を定めて必要な措置を取るよう勧告することができるとしました。

命令、勧告にも従わず、近隣の住民の生活環境が著しく損なわれていると認めるとときは、相当の期限を定めて措置を取るよう命令することができます。

緊急措置。村民の生命等に危害が及ぶことを防止するため、緊急の必要があると認めるとときは、必要最低限の措置を村が行うことができます。その費用は、堆積者または所有者等の負担となります。

この段階で特筆すべき点は、福祉的対応です。11条の3で堆積者が精神的及び身体的障害が主たる原因で不良な生活環境に至ったと判明した際は、関川村重層的支援体制整備事業の対象者として、福祉の両面から助言または指導を行うことができると明記し、生活支援と一体となった対応を可能としたことです。

施行期日は、本条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

本条例案は、自助、共助、公助の連携を基本とし、特に福祉的な側面も考慮に入れながら、村内の生活環境の保全と村民の安全確保に資するものでございます。

議員各位におかれましては、本条例案の必要性をご理解いただき、何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これより提案者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 本条例をちょっと読ませていただいたんですが、本条例案には村の責務であったり村民の責務が書いてあります。条例の有効性というか、実効可能性について、村や住民について意見は伺ったんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 村のといいましょうか、ある地域における住民と何度も対話をいたしましたつくった次第でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。

村や住民の意見を確認しているということなんですが、9月の定例会議において私もごみ屋敷について質問させてもらったんですが、そのときに村長は、法律や制度での対応ではなく、ごみ屋敷というのは個々の様々な事情があるので、個々の対応が望ましいというふうな答弁をいただきました。

この村長の考え方とちょっと違うところがあると思いますけれども、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 行政代執行なるものは設けずに、福祉を基本とした条例にいたしました。

その点に関しましては、問題の根本的な解決を図るために、まず何が問題かということを考えながら、その人それぞれに対応するような形の条例としたということです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。鈴木さん、ご苦労さまでした。

ただいま議題となっています発議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 異議ありがとうございましたので、起立によって採決します。

発議案第2号を委員会に付託しないことに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。したがって、発議案第2号を委員会付託しないことに決定しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

討論があります。まず、反対討論の方挙手願います。反対討論2人いますので、3番、川崎さんから。川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。

本議案に対し、反対の立場から討論させていただきます。

本条例案の関係法令との整合性やまた条例案の実効可能性の審議は、本会議の審議では不十分と考え、委員会に付託すべきと考えます。

よって、本議案の採択に反対いたします。

○議長（小澤 仁君） 続いて、賛成討論の方。2人いた。加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 今ほどの条例案について、賛成の立場から討論いたします。

現在村内で空き家が年々増加して廃屋状態になっている建物も多々見受けられます。それが近隣住民にとって倒壊の恐れや火事などの危険をはらんでいる場合があります。

しかし、家主と連絡が取れないとか、連絡しても対応してもらえない等で、不良な状態が続いている建築物もあります。

また、独居世帯や高齢者世帯も増加している中で、認知症の発症や加齢に伴う身体機能の低下、地域からの孤立など、様々な課題があって、不良な生活環境を改善することのできない生活者の建物もあると思います。

このような現状がありながら、個人の財産に関する問題であり、慎重な対応が求められることから、いまだに改善されずに来ているのが現状かと思います。

しかし、このたび、この条例案が可決されることにより、村民の安心安全な暮らしを保証するため、一歩踏み込んだ対応をできると思っております。

そして、生活課題の解決ができない方にとっても本人に寄り添った支援がなされるきっかけとなり得ると思い、良好な生活環境を確保することが可能になると考えますので、条例案に賛成いたします。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 続いて、反対の立場の討論。5番、近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 5番、近です。

議会が先般行った採択した請願では、請願者は強制力のある行政代執行を加えた条例制定を求めるということを言っておりました。私どもは、それを採択したわけですけれども、この条例案では、緊急措置という、14条にあるんですけれども、緊急措置というのは、一般的には時間的余裕がない場合、命令や催告の事前手続を省略して行われる、差し迫った危険を回避するための実力行使ということになります。

一方、行政代執行は、ほかの手段では履行困難な著しく公益に反する催告等の手続が必要で、義務を怠った結果の強制執行ということに一般的には言われています。

したがいまして、ここにこの条例案に行政代執行を加えるべきと私は思っておりますので、反対の立場として申し上げます。

以上。

○議長（小澤 仁君） 続いて、賛成の立場から10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 個人の財産権の保護と公共の福祉の確保という、日本の法体系における2つの重要な原案のはざまにあるため、この法律による直接的な制限が難しいのが現状です。

訴訟リスクとコストの抑制という考えでは、行政代執行は訴訟リスクと多大な費用、労力を伴うため、小規模自治体において、その回避は合理的な選択肢となります。

私自身も請願にあっては賛成した1人ではございますが、よくよく思案しますと、それはやはり村の負担になるというふうに考えます。

行政代執行自体は、その場はいいわけですが、また時間がたてばまた同じような状況に陥ってしまう。であれば、根本的な問題の部分を解決するのが一番優先すべき点だと思い、この条例案に賛成いたします。

○議長（小澤 仁君） これで討論を終わります。

これより発議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（小澤 仁君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

午後4時49分 散 会